

平成23年9月6日

平成23年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

平成23年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成23年9月6日(火)午前10時10分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 8 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事 谷 下 泰 久
総 括 理 事 笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事 岡 本 茂
総務企画部長 中 口 守 可	会計管理者兼理事 湊 原 義 仁
直轄理事兼総務 企画部理事兼 財政改革部理事 中 村 光 延	直 轄 副 理 事 保 井 太 郎
財政改革部長 白 井 保 二	総務企画部副理事 中 田 道 徳
しあわせ創造部長 芦 田 貴志雄	財政改革部副理事 四至本 直 秀
都市整備部長 末 原 光 喜	まちづくり戦略室 (企業誘致担当課長) 西 啓 介
水道事業理事 南 康 明	企画政策課長 早 野 清 隆

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入口 博行

議会事務局副理事 大山 鐵男

○会 期

平成23年9月6日から28日（23日間）

○会議録署名議員

7番 小川 日出夫

8番 竹原 伸晃

---

議事日程

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 一般質問

(午前10時10分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第3回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時10分です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○川端啓子議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。7番小川日出夫さん、8番竹原伸晃さん、以上の2名の方をお願いいたします。

---

○川端啓子議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月6日から9月28日までの23日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月6日から9月28日までの23日間と決定いたしました。

今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯さん。

○田代町長 皆さん、おはようございます。町長の田代でございます。

それでは、平成23年第3回岬町9月定例会の開会に当たりまして議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様にはますますご健勝でご活躍のことと、心からお喜びを申し上げます。

まず冒頭に、先日の台風12号の記録的な豪雨により、和歌山県、奈良県で大きな被害がありました。死者・行方不明者は少なくともけさの新聞報道によりますと93名に達しており、お亡くなりになられました方に心からご冥福を申し上げますとともに、行方不明の方の一刻も早い救助・救出と、ご家族を失われた方、家屋等に被害が及んだ住民の皆様にご心からお見舞いを申し上

げ、一刻も早い日常生活の復旧を願ってやみません。

また、発生から約6カ月が経過しようとする「東日本大震災」により被災されました皆様や、関係自治体の皆様には、一日も早い復興を心から願い、岬町といたしましても、引き続き必要な支援を行ってまいりる所存でございます。

なお、岬町議会として、去る7月末に宮城県内の被災地を訪問・調査されましたことに改めて敬意を表しますとともに、今後とも岬町の防災・減災対策等に、ご助言・ご提案をいただきますようお願い申し上げます。

さて、先週の9月2日に、国政においては野田新政権が発足いたしました。現在、国が取り組まなければならない重要課題は山積しており、とりわけ、東日本大震災の復興とその財源の確保、東京電力福島第1原発事故への対応、今後のエネルギー政策への方向性、社会保障と税の一体改革など、今後の国の動向によって住民生活に大きな影響を及ぼすと認識しており、これを契機として改めてより一層、国政の動向を把握していく必要があると考えております。

私は、町民の温かいご信託を受け、町長に就任いたしまして、来月10月にはちょうど折り返し2年が経過いたします。今議会には、そういった意味で私にとって感慨深いものがあり、この2年間の町政運営を私なりに自己点検しつつ、新たな今後2年に向けて改めて気を引き締め直し、岬町の将来像を豊かに創造しながら、町政運営のかじを取ってまいりたいと思います。

少し、この場をお借りいたしまして、今議会開会中の前後に動きのある三つの事業について申し上げます。

まず1点目は、町道岬海岸番川線については、昨年4月と7月の豪雨等により土砂崩れが発生し、その後、住民や車両等の安全確保のため必要な法面調査を行いながら、並行して復旧に向けた具体の工事手法や機能の向上、それに要する財源の確保策の協議のため、通行どめを長期にわたり継続してまいりました。このことに関し、議員の皆様や地域団体はもとより、これまで毎日利用されていた地域住民の多くの方々から、早期復旧・通行再開の声をいただいております。

岬海岸番川線は地域住民の貴重な生活道路であり、また、岬町が誇る観光スポット、長松自然海岸へのアプローチであることも十分認識し、早期に、かつ安全性、機能性を向上させて、何とか町単独での費用負担を避け、国の財政支援が受けられないのか、少し時間はかかりましたが、私みずからが先頭に立って検討を重ねてまいりました結果、現在4工区に分けて法面の安全対策工事を実施しているところでございます。

予定どおり工事が進捗すれば、来月10月中には通行どめを一たん解除できる見込みであります。この間のご理解・ご協力に感謝いたしますとともに、来年度に予定しております車の相互通

行をスムーズにするための車両退避場所の工事についても引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に2点目は、先日の全員協議会でお知らせいたしました多奈川多目的公園への企業誘致に関し、国の再生エネルギー買取法案が成立したこともあり、太陽光発電事業を計画する株式会社ユーラスエナジーホールディングスと、9月1日、平成25年春の事業に向けた協議を進めることを確認するため基本協定書を締結いたしました。

当日は役場において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスからは社長みずからが来庁され、立会人として、大阪府より空港戦略室長に同席いただいたところであります。近年の懸案事項であった多目的公園への企業誘致に関し大きくステップアップできたことをご報告いたします。残る進出候補事業者についても、最終的な詰め協議を行っているところであります。

また、本年秋には、現在企業進出の予定のない用地について、再度企業進出募集を行うべく準備を進めているところであります。

最後に3点目は、地域に根差した子育て環境の充実を図るため、多奈川保育所の多奈川小学校への併設にかかる工事進捗についてであります。

本年3月議会での審議・議決経過を十分踏まえ、学校での教育環境に配慮し整備を進めてきており、本体工事については夏休み中におおむね順調に工事進捗したところです。10月末には本体工事を終え、その後、附帯工事について順次進め、本年度中には整備を完了させたいと考えております。

ことしの夏も寝苦しい猛暑日が多かったところですが、加えて原子力発電所問題に起因した電力供給不足への協力要請が出されたことから、一人ひとりが節電・省エネにこれほど意識し、考え、実行した夏はなかったかと思えます。一人ひとりの力が結集したときに大きな力が生み出されることを改めて感じたところです。

一人ひとりが考えるといった意味で共通することとして、私は8月に町内13カ所でタウンミーティングを開催し、住民の皆様と直接対話を行ったところです。約350名の参加をいただき、それぞれの地域での課題等をお聞きし、改善・対応できることから実行してまいりたいと思っております。

また、庁内においては管理職以下の岬町職員全員と面談を行いました。これも一つの行財政改革、職員の意識改革への取り組みと思っておりますが、本庁はもちろん、保育所等の出先へ出かけて実施したところです。職員一人ひとりと多様な分野にわたり意見交換ができたことは私の今後の町政運営にとって大きなヒントと勇気をいただけたと思えます。これからも、一人でも多く

の方々と幅広い分野の意見を聞いて町政運営に活かしてまいりたいと考えております、

また私は、この夏、岬町で開催された多くのイベントに出向き、あいさつや参加者とふれあうことができました。その中で、参加された若者やスタッフとお話をする機会もあり、岬町から発信されるビーチスポーツ、イベント、自然や歴史とのふれあいには岬町の秘めた力と今後の発展力を強く感じたところであります。

今後とも岬町の特性を生かし、「豊かな自然、心かよう温もりのまち みさき」を目指し、町民が安心して愛着を持って暮らせるよう、温かみのある行政を進めてまいりますので、議会の皆様のなご一層のご理解・ご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

なお、本定例会にご提案申し上げます議案等でございますが、平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件ほか特別会計補正予算の件3件、岬町税条例等の一部を改正する件のほか、条例改正の件4件、副町長の選任について同意を求める件、公平委員会委員の選任について同意を求める件3件、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件2件、岬町（淡輪・深日・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件、平成22年度成果報告・決算に関する説明、平成22年度岬町一般会計決算認定の件のほか、決算認定の件14件、平成22年度岬町健全化判断比率報告の件のほか、報告の件4件、以上29議案、報告5件でございます。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○川端啓子議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

---

○川端啓子議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして質問を許可いたします。

初めに、和田勝弘さん。

○和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、平成23年9月議会の一般質問をさせていただきます。

平成22年6月議会から質問させていただいております深日港の再開発ですが、再度質問いたします。今回は、鍛冶議員のアドバイスも受けて、あわせて質問いたします。

田代町長初め、笠間総括理事さんには再開発に向けて努力され、今年3月議会で洲本市の市長さんの交流報告も受けておりますが、再度、回答願いますのは、実は7月25日の鍛冶議員さん

と洲本市に訪問されたときの状況をお願いいたします。

まず1点目、お願いします。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 去る7月25日に洲本市を訪問いたしまして、柳前洲本市長さんを介しまして竹内現洲本市長と面談を行ってまいりました。

面談の中では、岬町からは深日航路が廃止されまちのにぎわいがなくなったこと、阪神淡路大震災のときは代替航路として活躍したことをお話しいたしまして、航路復活にはいろいろと課題はありますが、洲本と岬の間の航路をもう一度復活させたいと町の思いをお話しさせていただいたところでございます。

また、岬町議会におきましても深日港の活性化が重要課題となっていること、高齢化を迎えて車に乗れない方の移動には航路がぜひ必要であるということなど、航路復活に向けました熱い思いを伝えてまいりました。

竹内洲本市長からは航路があったときはみさき公園への遠足や和歌山方面へ行く機会も多かったのですが、航路がなくなりまして、泉州地域や和歌山方面との交流がなくなってしまいました。かつて、関西国際空港への航路もありましたが、年間1億数千万円の赤字となって廃止となりました。航路の復活には淡路島全体で取り組む必要がありますが、現在の淡路島の交通体系は高速バスが主流となりまして全島で取り組む雰囲気ではないということなど、航路復活に向けては厳しいご発言をいただきましたが、人口減少を食いとめるためには交通アクセスを向上させる必要があるという発言もいただきました。

町からは、かつての交流を復活させることが航路復活につなげる第一歩となると思っております。今後の交流事業についてお願いもしてまいりました。

また当日、洲本市役所を訪問した際に、洲本港の活用状況など深日港の活性化につなげられたらという思いで視察も行ってまいったところでございます。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 今回の報告に対しまして、2点ほどちょっとお聞きしますが、とりあえず洲本市の訪問、ご苦労様でした。

年間1億数千万円の赤字になるとありますが、これは会社なのかなと思うんですが、洲本市なのか会社なのかお聞かせください。

この1点と、2点目は、洲本市は兵庫県と国に助成の働きかけをしたことがあるのかないのか

お聞きしたい。この2点お願いします。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 直接市ではございません。第三セクターをつくってございまして、パールラインという会社を5年間運営していたということでございます。1年間に1億円の出資をしておられたということで、その赤字が積もって1億数千万円の赤字になったということでございます。

それから、もう一つご質問いただきました県とか国へ対してはどうしているのかということ、今の段階では、洲本市としては行っておらないと。今後の状況を見まして、また考えていただけるとは思います。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 聞きますと、洲本市のちょっと今名前忘れましたが、会社の関係もあると言いますが、洲本市が1億円の赤になったということは、本当に今後はなお一層洲本市も難しいと思えますので、岬町から今後ご協力の要請を特にお聞きしたいと思えます。

それと、2点目は洲本市は県と国の助成がなかったと聞きましたが、今後、こちらも府、国に助成の陳情をしなくてはいけないと思えますので、洲本市にお願いをして、今後、県と国に助成の働きかけをしていただきますようお願いしたいと。よろしくお願いたします。

次、2点目は岬町として、今の関連ですが、大阪府と国への要望については非常に難しく苦慮されていると思えますが、現在はどのようになっているのか進捗状況を伺いたいのと、今後はどのように進めていくのか、回答をお願いします。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 深日港は大阪府の管理する港湾であるということから、大阪府、そして大阪府議会に対しまして深日港の整備と活用についての要望を毎年行っているところでございます。

大阪府からは現有施設の適切な維持管理と活性化への支援を行う旨の回答はいただいております。今年度もこのたびの大震災での状況も踏まえまして深日港整備の要望活動を行ってまいりたいと考えております。

深日港の活性化につきましては、昨年度策定いたしました第4次岬町総合計画におきましても物流機能を担う交流港や、災害時の支援機能を担う港として整備計画の検討を進める、そういった方針を定めまして、今年度より庁内検討組織としまして深日港活性化プロジェクトチームを立ち上げ、検討作業を進めているところでございます。

具体的なアクションといたしまして、先ほども答弁させていただきました洲本市との意見交換を行うとともに、国土交通省港湾局への陳情、近畿運輸局海事振興部長の深日港視察など、今後、

岬町が取り組む深日港活性化への協力をお願いいたしました。

深日港の活性化に向けましては、交通港としての航路の復活、交流港としてのにぎわいづくり、災害時拠点港としての対応などについて検討を進めておりますが、航路の復活については需要動向も含めましていくつかの課題もあります。中長期的な視点に立ちまして検討する必要があると考えているところでございます。

当面は淡路島との交流や深日港を中心としましたイベントの開催など、にぎわいづくりへの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 府と国への助成の件については、本当にご苦労さんです。いいご報告を聞きました。

次に、3点目の岬町と洲本市の交流と航路の位置づけが本当に大事ですが、とりあえずフェリー会社の誘致も大事だと思います。どのようにしてフェリー会社の誘致をするのか、構想があれば考えをお聞かせ願いたい。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 どのようにフェリー会社の誘致を進めるかということでございます。

昨年、11月にもここの現場へも行ってまいりましたが、11月に運行が休止されました明石淡路フェリー、たこフェリーといわれているところでございますけれども、同じ航路で運営されていまして旅客船会社が親会社となりまして、運行再開に向けた準備を進めているということでございます。

ただ、新たな船の購入や乗り場、借地料の支援などが難航しているそうでございます。再開のめどが現在立たない状況にあると聞いているところでございます。

船舶の購入や改造、運行には多額の経費が必要となります。その経費を運行会社がすべて賄うということは非常に困難であると聞いておりますけれども、相当の支援策がなければ運行は難しい状況にあると考えております。

現在、船舶の購入や航路維持に関する国の支援制度はないと聞いております。まずは国に対しまして支援制度の創設を求めてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 この回答はちょっとね。私はフェリー会社の誘致を一体どのように考えているか、それについては現在いろいろのことがあって言っていると思いますが、もう少しフェリー会社を幅広く一度調査していただきたいと、そういうフェリーを持った会社がないか調査し

ていただきたいということを要望しておいて、3点目は終わります。

4点目に、田代町長に質問いたします。

聞いておりますと、運行はやはり難しいという話ですが、私は前からお願いしているのは、岬町の発展はやはり大阪湾のこの深日港を利用することが第一であると思っております。

それは町長もわかっていると思いますが、岬町の発展のために田代町長、今後の方針をお答え願いたい。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 具体的な、今、経過については担当理事のほうからご説明をさせていただいたとおりでございます。私は、和田議員からは定例会ごとのご質問を受けておるわけなんですけれども、この深日港の再開発、再復興を願う思いは同じでないかなという思いがしております。

かつて、やはり深日港が淡路との連絡船、またはフェリー、そういったものが行き交いをしておる時分はかなりのまのちにぎわいがあったかなと、人の動き、ものの流れというのは非常に、他に劣らないほどの動きがあったかなという思いがしてなりません。

そんな中で、何とか深日港を活性化することによって、町のにぎわい、そして町の発展というのは、これいうまでもありません。

今回、第二阪和国道の淡輪ランプまでの供用開始ができたところで、かなりの車の動き、人の動きは最近非常に激しくなってきたかなと、このように思っております。

そんな中で、平成27年度秋には和歌山国体に向けて議会の皆さん方が一生懸命頑張っていたいております。そんな中で、さらに、ましてや岬町の深日港の再開発、淡路と淡路・四国への連絡、そういったことには重要な海上アクセスになるかなと、このように思っております。

これは先ほど鍛冶議員のご紹介で、前市長さんを入れて現在の市長さんも入れた中でお話をさせていただきました。前市長さんも現市長さんもこの岬町のみさき公園という思いが非常に子どもころからあって、岬町の深日港との海上アクセスを何とかしたいという思いは一緒でございます。

ただ、先ほど答弁させていただいたとおり、各市で関西国際空港からいろいろと海上アクセスのための経常経費が非常に赤字が出たことでその点は兵庫県と大阪府という単位で考えていかなければならないかなと、このように思っております。

それで、現在は大阪府への要望は我々文書で重要課題として第一番に挙げて、深日港の再開発ということで大阪府議会または大阪府に要望いたしております。

国については、先ほどもありましたとおり、港湾局、国交省、そういった部長も現在深日港に

視察に来ていただいております。非常に先の長い話ですけれども、私は国の制度を思う存分、これは活用して、そして補助制度、そういったことも含めて両府県にまたがって頑張っていきたいと思っております。

それまでに何とか深日港と洲本港、これをつなぐ一つ的手段としてイベントをしっかりと、今、庁舎内で深日港再開発に向けてプロジェクトを職員が一丸となってやっております。このことを踏まえて今後イベントを打つことによって身近に感じられるような交通環境をつくっていききたいなど、このように思っておりますので、少しスパンは要しますけれども、議会の皆さん方のお力をいただきまして何とか復興に向けて努力してまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくご協力のほどを賜りたいと思います。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 田代町長の考えはわかりました。

今後は、やっぱり難しいと思いますので、粘り強く推進していただきたくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○川端啓子議長 和田勝弘さんの質問が終わりました。

次に田島乾正さん

○田島乾正議員 ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は2点、ダム問題と先ほど和田議員が質問された深日港問題について、少し、角度を変えて質問させていただきたいと思います。

冒頭に、町長が先般の台風の件でいろいろと説明していただいた中で、大変この近畿、紀伊半島で100名近い方の死者、不明が出ております。本当に天災というのはいつ起きるかわからない。まして、今日、そういう災害というのは想定できない、本当に怖い自然界であります。

そういうことをきょうも役所に来る前にテレビでずっとニュースを見てまいりましたがけれども、今回の台風については過去にそういうコースもありましたが、進行するのが遅いと長時間雨をもたらしたと。当然、紀伊半島、紀伊山脈の山間部では予測外の雨の被害があったということで、私も当町の風景、当町の土壌を頭に描きますと、本当に紀伊山脈の山間部によく似ているなど。九十何%が岬町が山間部であるということを踏まえまして、ダムの問題について質問したいと思います。

この質問は、平成13年度にも一度一般質問をさせていただいております。そして、

通告した部分について、ダム耐震と公共用水の確保、この公共用水については次回また質問させていただきたいので割愛させていただきたいと思います。ダム耐震についてお尋ねをしたいと思いますので、その点よろしくご理解願いたいと思います。

本町は本格的なダムとして現存しているのは上孝子の逢帰ダムですが、貯水を開始して、私の記憶では昭和41年度からそういう事業が開始されたというように認識しております。

また、このダムの貯水により、昔から言われているとおり、岬町は岬砂漠と言われて、雨の少ない地域でダムの恩恵を受けて長く続いた断水の解消にも大きく寄与された。それはありがたい話ではありますが、このダムの日常または定期的な維持管理についてどのようにされているのか。日常どういう管理、監視をされているかということをお聞きしたいのと、このダムの所有権はいずれにあるのか、岬町か大阪府か、この点、まだ私も不勉強で確認をしておりません。ただ、ダムが岬町にあるのは認識しているんですけども、所有権のいかんによったら先ほど述べましたように、そういう大きな天災が起きた場合の後の部分について町が責任があるのか、大阪府があるのか。そういうことについて確認したいと思いますので。

そうして、府であるのか町であるのか、最悪、そういう天災が発生した場合の部分についてですけども、今回のように想定外の大きな雨量が降られた場合、どれだけ持ちこたえられるか。そうして、これ昭和41年に開始しているんですけども、このダムの耐用年数、法定上、何年耐用年数あるんですかということもお聞きしたいです。つくったら一生大丈夫ということではないわけですね、コンクリートでも鉄でもやっぱり劣化して傷むので、そういうぐあいに何年ぐらいの法定の耐用年数があるということと、当然、このダムの構築物は未来永劫型ではないと。その点、まず大阪府であるのか岬町であるのか、そのダムについて日常的に定期的に維持管理、点検されているのか。されておれば逐次そのご報告をご答弁お願いしたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。都市整備部水道事業理事、南康明さん。

○南都市整備部水道事業理事 質問に答える前に、そのダムの今の歴史をまずお答えしたいと思います。逢帰ダムは大阪府営防災ダム事業により昭和43年に築造され、現在43年が経過いたしました。ダムの形式は直線型重力式コンクリートダムで、堤長の長さは93メートル、ダムの高さは33.2メートル、総貯水量は102万4,000立方

メートルとなっております。

それで、まずダム耐震の関係についてお答えします。ダムの耐震性については、耐震設計に基づいて設計されており、震災時にダムの転倒、圧縮、活動に対して安全となるように設計されており、ダムの設計基準は逢帰ダム築造当時から現在まで大きな見直しは行われていないと聞き及んでおります。

次に、ダムの耐用年数ですが、岬町のダムにつきましては水道用ダムとして各種の管理設備を適切に補修、更新することによって80年間使用可能であるといわれております。

次に、ダムの所有権につきまして説明させていただきます。ダムの所有権につきましては、大阪府の所有となっております。

また、維持管理につきましては岬町が孝子浄水場により水道、取水しているため、大阪府と岬町との間で土地改良財産管理契約を締結し、逢帰ダム管理規定及び逢帰ダム操作規定により岬町がダムの日常維持管理をしております。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 これは昭和43年に構築されて稼働したということで、102万4,000立方メートル。この耐震性と安全性を見直していないというご答弁だったんですけども、この点ちょっとやっぱり、先ほど冒頭に質問した中で、想定外の天災が来ると。

昨日もそういうぐあいに、十津川村とか田辺とか、そういう大変な表層流なしに、岩盤から流れたという被害が起きています。それで、安全性を見直していない、これは本当にちょっと困った話で。80年使用可能と、今のところ折り返し点ですね。

それで、日ごろ日常的に恐らく管理監視はされていないと思うんですね。常駐していないと思うんです、今、そのダムの直近にね。そうしたら、そういうダムの決壊の原点のアリの穴程度のすき間から漏れてる場合は目視で確認しているのか、そういうセンサーで確認しているのか、その点についてもご答弁願いたいですね。でないと、80年もつからといって、それは安心できませんわ。人間が想定した部分であって、それは日常、目視もしていないし、センサーで確認もしていない、それじゃ困るわけですね。

そして、所有権は大阪府、そして管理等については岬町と府とでやっているんですけども、このダムが大震災とか大雨で耐えられると思うんですが、万が一決壊した場合は、当然、所有権は大阪府にあると思うんですけども、その部分についてあいまいな点がないのか。所有権を岬町に移管されていないわけですね。管理だけされていると聞

き及んでいるので、当然、所有者の大阪府に責任があると解しているんですけども、その点もご説明していただきたいと思います。

耐用年数があるものであれば耐用年数中に維持保守を適正に実施すればこの構築物は延命になるわけですね。そういうことで、やっぱり維持保守、それは大事なことで、また大阪府と協議して今後十分に耐震診断をしていただきたいと思います。

でないと、先般、震災地の宮城県へ視察に行ってきたんですけども、あその場合は地震と、地震よりも津波被害、水の被害ですね。海からの津波の被害。私、今、質問しているのはダム貯水分が一気に決壊した場合、あその孝子の地形を想像しましたら、今回大震災、津波被害に遭った地形に逆に考えたら似ていますね。結局、山と山の谷を縫うて三つの集落を通っている二級河川に流れているわけですね。

先ほどおっしゃった貯水の満水のものが一気に流れた場合、目に見えてわかりますわね。恐らく上中の集落については流出してしまうということになりますので。ただダムやから安心じゃ困るわけですね。やはり、町に所有権がなければ、大阪府にこういうことがあった場合困りますなど。再三そういうお願いを言っていることによって、そういう災害が発生した場合、以前から言うてましたが、そういう言い方もできますので。

岬町さん何も言っていないからという逃げを打たれた場合、駄目ですので、ご足労ですけども、再三大阪府のほうにこういうことがあったら困りますので、一応、目視でも機械のセンサーでも漏水があったり、ダムの亀裂が発生する場合の日常的な健康診断をしていただかないと、当然、いざとなったら住民が被害を受けるんですね。あその方の、上孝子、中孝子。中孝子であれば、当然、あそこでカーブしていますので、今の旧孝子小学校、あの集落が瞬時にしてなくなりますよ。そういう怖さがありますので。

そして、その万が一、仮としましょう、そういうことがあったら駄目ですけども、仮にそのダムが決壊するという予測とか、恐れがあるということの予測ができるのか。もしできれば、どういう方法で下にある集落に避難命令を出す方法ですね。そして、避難場所はどこに設定されているのか。そのような救命のための指導をやられていたのか。やっていなかったら、今後どういう方法で知らすのかということですね。

以前、私、中孝子のダムの警報のサイレンの塔があるんですね。それを見に行ったら落ちていましたよ、もう朽ちて、古くて。そうしたら、どうやって警報鳴らすかと。吹鳴が1個でしたらどういうぐあい、二つやったらどういうぐあい、そういう申し合わせもつくったと思うんですけども、その当時のそういう避難命令とかはもう古いから、

そういうことは現在つくっているのか、つくってないのか。つくってなかったら、これからどうするんだということをまずご答弁してもらわないと、いつ大きな地震が来るかわからない、大雨が降るかわからないということで、この点についてご答弁を一つよろしくをお願いします。

○川端啓子議長 南理事。

○南都市整備部水道事業理事 ダムの日常的なまず管理の件でございますけれども、ダムがひび割れしたりとか、そういうような状況の把握の分につきましては、大阪府が定期的にダムのほうに見回りに来ているという状況もありまして、町といたしましては、その孝子のダムから取水しております孝子浄水場に担当職員が常駐しております。異変等があった場合は、その職員で目視により確認することになります。

それと、そのダムが決壊したときの責任はどこにあるのかというところでございますが、ダムの所有につきましては大阪府の持ち物というところで、ただ岬町が維持管理を日常的に上水を取水している関係で行っておりますので、決壊したときにつきましては大阪府、また岬町も連動して責任があるのではないかと。ダムの決壊が起こらないように日常的に大阪府と詰めて協議をしながら行いたいと思っております。

また、この9月2日、先週でございましたけれども、大阪府から6名の方が役場に来られまして、役場でいろいろダムの耐震の話とか、それから、後で現場確認ということで来られました経過もありますので、大阪府と日常的に連携をとって行ってまいりたいと考えております。

それと、ダムに対しての安全対策という関係で、もしダムの水がふえてきたりした場合に、洪水につながらないような形でダムの水を放流という形も考えられまして、今現在、平成23年度に3回放流を行っております。

それで、3回目が9月6日ですね、きょうです。きょう、放流をとめる形になっておりまして、ダムの水位が最高で22メートル確保できるんですけども、それが洪水調整として18.6メートルまで落とす形と、それからダムについては農業用水にも使用しておりますので、そのあたりも加味して水量調整。また、上水にもとっていることも含めて調整をしていきたいと思っております。

それと、その放流するときに、関係の機関とか関係自治区、まあ言いますと岸和田土木事務所、泉州農と緑の総合事務所、それから孝子の駐在所、上孝子、中孝子、下孝子と、管理組合の組合長、また関係水利組合には放流するときには必ず先に連絡をさせて

いただく状況になります。

それと、避難指示の関係なんですけれども、万一の場合に避難指示については、過去には先ほど議員も言われていましたように、屋根の上にサイレンをつけておりました。この警報器は、中孝子地区の集会所の屋根に設置して緊急時にサイレンを鳴らし避難誘導を行うことになっていましたが、機器の老朽化が著しいため、平成16年度にそれを撤去しております。それにかわるものとして、現在は防災行政無線で地域住民への周知及び避難指示を行っているところでございます。

それと、避難訓練の関係もあわせて言いますと、避難訓練を行う場合は各地区で地域の事情にあった訓練を実施することが必要であり、危機管理担当を初めとする関係各課と連携し検討してまいりたいと考えております。

それと、そのサイレンの話なんですけど、そのサイレンを今は防災行政無線で連絡することになっているんですけれども、その件につきましては逢帰ダムの操作規定の中で現在もうたっておりまして、今の状況の中では防災行政無線で避難を喚起するという形になろうかと思えます。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 私のほうから少し補足答弁をさせていただきます。

先ほど2点ご質問あったんですけれども、まず、耐震化についてどう対処しているのかということなんですけれども、現在、大阪府は国家要望として、23年度に東南海・南海地震が想定されるということで、国家予算の中で新しい震災対策をやってくれということを要望しております。その中で、23年度については、農業用ため池耐震性調査診断ということで国家要望になっているんですが、その中に、これははっきりと明言はできないんですが、岬町の逢帰ダムがこの中に入るのかなと思っております。

その内容については、まず、基礎の地盤の耐震化、そういったものはどうなるのかということで危険度の判定というんですか、そういったものの調査がこの23年度の大阪府の予算に組み込まれるんじゃないかなと私は思って期待をしているんですが、そういう意味で、大阪府としては直ちに東南海の地震を踏まえて今回その対策をやっているということだけ、ご報告をさせていただきたいと。

それから、先ほどの防災無線の話ですが、おっしゃるとおり、自然災害ですから、今回の和歌山県、奈良県のあの水害、また土砂崩れを考えると、本当に自然災害は怖いということとは私も目の当たりにしておりますので、そういった意味では、万が一あの

ダムが決壊するようなことがあったら、それは、孝子住民はもちろんのこと、他に影響を及ぼすことはもちろんでございますので、そういった意味では防災無線の活用ということもあるんですけれども、先ほど田島議員からご質問のあった旧の、中孝子における集会所、公民館ですかね、あの屋根にあったあれはもう取っ払って、新たに行政無線を使って避難の指示をするということなんですけれども、万が一、寝ている間に災害が起きたらどうやねんということもありますので、そういったことも今現地に駐在しております職員をそういった危機管理に対する指導をしっかりとやっていきたいと、このように思っておりますのでご理解賜りたいと、このように思います。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 町長から今そういうご答弁いただいたんですけれども、私からはっきり申しまして、評価としまして、今のところ後手後手回りで動いているということを確認しております。しかし、きょうを境に一つ担当の方、精力的に早急にそういう安全、日常点検を、府のほうに再度お願いして、府が定期的に見回りをしていると言ったって、見回りした結果のダムの健康診断の判定書というのを普通出すんですね。そういうのいただいてないでしょう、恐らく。

ということは、そういうことでは困るわけで、やっぱり大阪府がそういう定期的に見回りに来ていただいたら、町の担当課としたら、何月何日に逢帰ダムの農水ダムについてこういう点検をしましたという、大阪府の公印のついた診断書、結果判断書というんですかな、それは勝手に決めてもらったら結構です。それをいただいてほしいです、まず。でないと、発生した場合は言いわけが立ちません。

ということは、府と町といろんな責任が連動しているということになってますので、完全に大阪府のものであればいいんです。しかし、そういうことで責任が連動していることについては、必ず大阪府が定期的には年間何回来て、そういう判断されたということの一つお願いしたい点と、そして、常駐もされていると思うんですけれども、それは水質関係で常駐されていると思います。そういうぐあいに耐震とか、そういうような、あんな広いダムを1人じゃ到底無理ですわ。ということで、ご答弁はありがたいんですけれども、一つ、まず機械的にセンサーで管理するなり、人的に目視できるなり、大阪府の方に何回来れますかということもきょう限りに申し入れてください。

そして、一度避難訓練してくださいね。そういう防災無線を利用されるんでしたら、ただいまダムが危険な状態になりましたということで、訓練ということで一度やってく

ださいよ。そうしたら住民も納得するんですわ。ということで、ダムがいつ決壊するのかなど、急にどっと来て逃げ場なくなると、そういう不幸なことのないように、一つ。今、日本中でいろんな災害が発生している、他人事と違いますよ。明日は我が身ということで、一つ、その点よろしくをお願いします。

後日でも、他の委員会でもまた質問いたしますので、その点、大阪府にきつくお願いしておいてください。ダムの件については一応この程度で質問を終わります。

深日港について、港湾整備と開港という問題。開港の部分については先ほど和田議員がフェリーの点について質問されましたので、私、港湾整備についてお尋ねしたいと思います。

この海運業というのは何で衰退されたといいますと、私、個人的な分析してるんですけども、自民党時代にぼんぼこぼんぼこ瀬戸内海に橋をかけたりいろんなことをするから結局海運業界というのは衰退したと。そういうぐあいに私は考えているわけですね。

直近にある、明石岩屋間のたこフェリー、あれも結局、橋をかけられたからそういうぐあいにたこフェリーもなくなったと。当然、当町の深日港、徳島、洲本、この部分もその影響も受けていると思うんです。

ということで、何も勝手に会社が逃げていったんじゃないしに、逃げざるを得んような、そういう国の施策で今日になって海運業が衰退してしまったということでございます。

そこで、フェリーとか航路の部分についてはもう先ほど質問されていますので、私は企業の誘致を目的とした港湾整備をお願いしたいということでございます。

この前の震災で原発の依存性についてかなり国民がもう要りませんと、そんな怖いものはノーやということではっきり明言しましたので、国としても当然これは新しい原発はできないと思います。大体、全国で54基か何基か、ちょっと確かな数は忘れちゃったけれども、大体、原発の寿命というのは40年。現在、既存の原発については40年には廃炉となりますよということですね。そういうことで、近畿でも結構原発がございませぬ。

しかし、使えるのは、新しく今つくった部分については40年後にはもう廃炉です。そんな危険なものは要りませんよという、国民が先勉強してしまったんで、国が幾らつくろうと思っても駄目です。

ということで、そうしたらどうするかといったら、風力にしても太陽光にしても、供給する限度がありますわね。当然、やるとしたら過去に頑張ってきた火力発電によって

発電しなくてはならないと、そういうことになりますので。

そうしたら、当町にとったら、震災の方には気の毒ですけども、長期休止されている岬町にある多奈川の発電所は稼働していただきたいなど。それは、当然、私も思っています。海南も、当然、稼働するでしょう。

する時期については、私、企業でないのだからわかりませんが、海南についてはもう恐らく直近に再稼働されていると。ただ、岬町の場合は一応休止しているんですけども、発電する能力というか、施設等については完全に新しいのをつくるほどの施設が必要となります。そうしたら、結局、そのオペレーターも指導しないといかんし、そして、まずタービン回す燃料の問題について、そうしたら、従来の重油を使うのかといえば、それはコスト的に企業としたら大変やと。そうしたら、かわるべきものは液化天然ガスとかいろんなものを使いたいとなれば、現在の深日港の港湾では対応できませんわね。

液化天然ガスのタンカーでしたら、沖合、時々見るんですけども、ラクダのこぶみたいに三つも四つもあつたタンカーですね。あのタンカーの喫水を考えれば、今現在の深日港の水深では駄目です。そうしたらどうするかいうと、関電さんも困りましたと。そうしたら、多奈川発電所についてはちょっと無理ですなど、そういう考えをもたれたら困りますので、一つ、できたら沖出しの棧橋をつくれればそういう水深の深い船でも着きますよと。そういう方法があれば、そうしたら町も府のほう、国のほうに働いてくれませんかという、恐らくそういう申し入れも来ると思うんですわ、町がそういう企業誘致に行けばね。

ということで、そうなれば事前に岬町も大阪府、国に対してそういう要望活動、港湾整備の要望活動をしていかないと、恐らく関電さんというのは営利を目的とする会社ですから、やはり電力を発電してもうけているんですから、やはりそういう膨大な事業投資してまで岬町はなと。はっきり申しまして、多奈川発電所がなぜ長期休止になったんか皆さん理由は知っていますわな。もうそういう歴史があるんですから。

ですから、もう二度とそういう歴史を繰り返さないように、岬町は企業を大事にするまちやという認識のもとにアピールするならば、まず深日港に関電が来やすい整備をすると。岬町の金でするんじゃないですよ、整備しやすいように一丸となって府、国に働きかけな駄目ですわね。

そういうことで、まず、この深日港の部分について、私が今質問した部分と和田議員

が質問した部分、重複しますけれども、大阪府、国に対して担当課はどのように港湾整備の計画のお願いとか働きかけた経緯があるのか。なければ結構です、ないと言ってください。あれば、そういう汗をかいた部分を披瀝してほしいと思います。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 今、汗をかいてきたかどうかということでございますけれども、ご質問のエネルギー関係につきましては、現在のところ沖出し棧橋等々いろいろな案をいただきましたけれども、現在、大阪府のほうへ要望を行った経緯はございません。

議員からのご指摘、いろいろあると思いますし、今後の経過というんですか、関電さんの出方というのも見定めながら今後の対策にしたいと思っております。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 何か拍子抜けしますな。

やっぱりね、情報は先取りして早くそういう働きかけをしないと、やっぱり関電さんも、大阪府行ってくれたんやなというぐあいに、行った、汗かいた部分の情報を関電に持っていかな、持っていくか、もしくは漏れるようにしてもらわんと。順位決めますわな、当然、海南のほうが優先的にやると思います。しかし、先ほど私が言ったとおり、多奈川発電所の再稼働ということを関電さんに認識していただくためには岬町も汗かきに行っていきたいわけです。

私がここで、ともかく誘致するのと言っていますけれども、議会も行きますよ、議会もやっぱり議長にもお願いして議会として一丸となって一度関電の本社にお願いに行こうということも議事録に載っていますんですわ。そうしたら、やっぱり両輪のごとく行かんと、やっぱりセールスしないとあきませんわな。

町長もおりますんで、町長もやっぱり、そういうトップとしてセールスしてほしいわけですわ。そのために町長、庁舎におらんでいいでと。残されたかわるべき者が留守番しますねんからって、前回、6月の一般質問かどこかで、私、町長にお願いしたはずですよ。でないと、やっぱりいろんなPRのお願いに行っていたきたいということでお願いしているんですけど。

そうしたら、今後どういう動きをしていただけるか、私から各担当の窓口の方にお尋ねしたいと思うんですけど、持ってない、また再度聞きます。持っているか持っていないか、持っていたら、こういうことで動きたいということを教えてください。私からそんな指示するというのは失礼ですので、関電さんに来てもらうにはどうしたら

いいかと、岬町に。その点ちょっとお願いします。どなたでも結構です。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 関電さんを誘致するに当たって、過日の新聞報道で皆さん方ご承知のとおりだと思いますけれども、その後、再確認、そしてきのうも関電さんが、町のほうへ来ていただいている話をさせていただきました。

私の考え方というのはもう皆さん方にお示しさせていただきましたとおり、再稼働を何とかして岬町の雇用問題、そしてまちの活性化、さらには財源確保の問題について関電にはどうしても、大手企業さんに参加していただきたいというのが皆さん方にお示しさせていただきましたとおりでございます。それには変わりございません。

それで、活動としてはどのようにやっているんだということだろうと思います。私は大阪府副知事、担当の方とも直接お会いし、再稼働について大阪府と岬町で一体の考え方で関電さんに要望していきたいと、この旨も伝えております。

きのうの話なんですけど、これはオープンの話でございますので皆さん方にお話しさせていただきますけれども、関電さんとしては現多奈川第2発電所について再稼働は現在一応ないという考え方でございます。

多奈川発電所、和歌山海南、さらには宮津、その3カ所あるわけなんですけれども、非常に岬町にしては長期に停止をしているために、どうしても設備が老朽化、また腐敗、そういったものがあって、かなりの問題点。つまり、そういった点検をしなければならぬということでもあります。

海南については、現在、1号、3号、4号と動いております。2号が停止をして、私どもより2年ほど早く停止されたかなと思うんですけれども、その中で、再稼働するには条件が要ると。つまり、社員も現在、稼働しておる発電所の中で駐在しておりますし、そういった意味では、いざ社員の張りつけにしてもそう難しくはないかなという思いがきのうの会談の中で感じました。

それから、燃料の供給についても、既に現在、サウジアラビアですか、そういう燃料会社と現在、供給をしておりますので、燃料の調達についてもさほど問題ないかなという思いがしておりますので、その点、多奈川第2発電所については、そういった燃料の確保、先ほど議員がおっしゃっているようなLNGの問題、それでやるとすれば、やはり栈橋のオイルラインの問題、水深の問題、いろいろタンカーの問題もございます。そういったことは関電さん自身が考えていただくべき問題かなと、私はこう思っています。

我々が直接関電さんに対してお手伝いできるのは、自治体として、また町としてお手伝いできる事務、府、国への事務、そういった行政指導というのはしっかりとやっていきたいと、このように思っておりますし、私を筆頭に、今後、企業誘致については大阪府はもちろんのことですが、対外的に国、そういったところに対して今まで以上に今後続けていきたいという思いでございますけれども、深日港の再整備については今後、大きな角度で見なければならぬかなと。

現在の商港でありますと、非常に水深が浅くて狭いと、一時、第5次港湾計画の中で沖出しのほうへ少し防波堤がついていますけれども、あの付近まで大きな構想があったわけですが、残念ながら、その構想は立ち切れになっております。そんな中で、今後はそういったことも含めて岬町の総合計画の中でも物流港、さらには危機管理の面での位置づけをしておりますので、しっかりとそういうものは今後、トップセールスと言ったら甚だ失礼かと思いますが、そういう形で頑張っていきたいと思っております。

ですから、大阪府と岬町は現在一体の中で多奈川発電所の再稼働に向けては努力しておるとのことだけご理解をさせていただきたいと思っております。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 町長の説明で大体理解いたしました。陰でそれだけ動いていただいているということをご答弁いただきまして、安心はいたしました。

そういうことで、企業と行政との難しいところもあるということもわかりましたので、極力事務手続なり、行政的な指導なり、そういうお手伝いをして、一日も早く多奈川火力発電所の再稼働をお願いしたいと思います。

また、議会もまた議会で関電本社のほうにも要望なり、動きますので、両輪のごとく動きたいと思っております。そういう角度の部分については、再質問しませんが。

ただ、今の状態で深日港を見ていけば、何の用もしない港として、悲観的な状態になるんですね。恐らく、冒頭に言いましたように、海運業というのはもう再生ができないような社会情勢になっておりますので、航路を確保するといっても、相手がある話でありまして、幾ら当町が頑張っても結局、向こうに着く港がなかったら船出しても意味がしませんので、やっぱり港港間の運航であって、やっとなら航路となりますので、その点については遠い、長い感じになると思っておりますけれども。

ただ、1点だけ、深日港を存続しようと思ったら、関電の部分に企業誘致の部分はあるんですけれども、平成7年1月17日の阪神大震災のときがありましたね。そのとき

には、26号線も渋滞してにっちもさっちもいかん状態でした。そこで、深日港から救援物資で支援に行った記憶もあるんですわ。

ですから、やはり、いざとなったら深日港、港というのは大事ですね。平生は必要ないわって価値観を無視しているけれども、こういうことになれば深日港というのは関空もあるし、ハブ空港としてあるのに、やっぱりそういう部分で震災の支援港とか、物資搬入の特別港ぐらいに、そういう考え方で一度大阪府と国のほうに位置づけをしていただければ、とりあえず深日港という名称も残るし、そして、やっぱり緊急時に使えと、そういう気丈な港になればと思いますので、一つ担当の方、足を運んでいただきたいと思います。ダムもそうですけれども、深日港もそういうぐあいに、府、国に動いていただければ私らも私らで、また府、国に議会としてお願いに走りますので。

ということで、ダムの問題と深日港の問題、お願いしておきます。またお答えを聞く機会がございますので、どれだけ汗かいたか拝見したいと思います。

私の質問は以上でございます。

○川端啓子議長 田島乾正さんの質問が終わりました。

次に、道工晴久さん。

○道工晴久議員 議長のお許しを得ましたので、平成23年第3回岬町議会定例会において、既に通告をいたしております2件につきまして一般質問をさせていただきます。

日本経済も一向に住民の暮らしにはね返ってこない最悪の状況であります。東日本の大震災も私たちの心を大きく失うものであります。

さて、私たちの愛します我が岬町も平成23年度は第4次総合計画の開始年次であります。まちが抱えております「豊かな自然、心かよう温もりのまち みさき」の実現のためにいろいろな施策を実施しようとしておりますが、財政健全化のための行財政改革を実行していかなねばなりません、住民が本当に安心して住み続けられるまちづくりが急務であります。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。

私は、平成11年12月議会でも一般質問をさせていただきましたが、12年たった今も放置されている深日火葬場の問題であります。当時の町長はそのまま残し修理をして使用すると申ししておりましたが、現状を見るとかなり老朽化し、危険な状態でもありますが、今後どのようにしようとお考えになっておるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 道工議員の1点目の深日火葬場の今後についてを答弁させていただきます。

す。

まず、深日火葬場なんですけれども、これは先ほど平成11年12月議会での答弁ということで、修理して使用するというんですけれども、もともとの位置づけが、淡輪火葬場ができて、そちらのほうを実際に稼働させる。ただ、淡輪火葬場が万一どうにかなった場合について、代替施設という位置づけでしばらくこのままの状態を継続して置いておくということで現在に至っているところであります。

しかしながら、あれから10年がたちました。確かに、深日火葬場施設そのものの老朽化が進んできているところであります。また、煙突についてももし倒れれば周辺の墓石に大きな影響を与えるという危険性もあると考えておりますので、深日火葬場について解体をして、新たな平地を有効利用することも一つの方法として認識しなければならない段階に来ているのではないかと考えられます。

ただ、この火葬場の解体につきましては、恐らくダイオキシン等がかなり煙突部分にあると思われまので、解体そのものが特殊な工法でやらなければならないということから、財源の問題もあわせて調査をする必要があるのではないかと考えているところです。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 淡輪の葬場が何かのときには代替施設という形で、これは実質無理ですわね。当時は、平成11年当時の話では、淡輪地区の周辺地域から淡輪一本では困ると、こういう話もございました。

しかし、時の流れとともに、そういうことも言っておりませんし、淡輪の火葬場のほうも最新式の施設になっておりますから、その点、あのまま放置することなしに解体なり何らかの方法で安全なものにしていただきたいということを要望しておきます。

それと、同じように墓地の整備についてでございますけれども、町長も淡輪の墓地に行ったことがあるのかどうか知りませんが、草や木が生い茂りまして、隣の墓地の人が大変困っている。何人からも私この苦情を聞いています。過日も議会報告会2カ所でやらせていただいたときもこんな話も出ておりました。

これも平成14年3月議会と平成15年9月議会でも一般質問させていただいて、8年間全く行政も指導されておらないように思いますけれども、どのようにそういった管理について指導されているのかそれをお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 墓地につきましては、長い年月の経過によって墓石が乱立して通路が狭

くなり、やむを得ず他人の墓石を踏まなければならないといった箇所も多数あるところです。

また、区画整理は淡輪墓地については一定されているものの、使われていない墓地、空き地の墓地については草木が繁茂して、隣地からの草刈りの要望もいただいております。その場合には、所有者に対して草刈りや伐採をするように通知をしているところでもあります。また、職員が見回りを行い、所有者に草刈りの依頼をするなど管理についての通知を行っております。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 文書を出したりお願いをしてるということは私も担当からも聞かせていただいておりますけれども、現実には、特に淡輪の墓地、何区画あるかご存じですか。そのうち、何区画使われてないか知っておりますか。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 その件については、まだ詳細に把握しておりません。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 淡輪の墓地は214区画あるんです。そのうち69区画は全くの手つかずです。

町のほうで岬町墓地条例、昭和47年6月30日条例第14号、ありますわな、ここに。第7条では、町長は墓地の管理上、必要があるときは使用場所の設備または維持について適当な処置をさせることができる。使用者が前項の措置に応じないときは町長はこれを執行し、その費用を徴収することができるのとあります。いわゆる代執行ですね。全くこの条例も生かされていない。

それと同時に、使っている人にも、いわゆる清掃及び補修という形で第11条に、墓地使用者はその区画内を常に清掃し、かつ工作物の補修、その他危険防止の責に任じなければならないと出ていますね。

それと、最も大きな問題は、使用許可の取り消しとあります。これは何をうたっているかと言いますと、いわゆる、あれを販売したのが昭和47年か8年でしょう、条例できたときだと思えますが、使用許可の日から2年を経過してもこれを使用しないときは使用許可の取り消しができるんでしょう。

69区画全く何もされていない、ススキが生え茂っている、直径10センチほどのクスノキも茂っていますわ。こんな状態で本当に町がこの条例を生かされているのかどうか、その点、町長どうですか。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 全く申しわけございません。その辺について熟知しておらなくて、今、担当のほうに過日、墓地の個数については早急に調査するように申して、今後、条例等に基づいてきちっと整

理をしてまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくご理解賜りたいと思います。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 条例がある以上、これは町としても十分使用されている方に指導もできるわけですから、ぜひともこれはやっていただきたい。周辺の方が大変困っておられます。

それと同時に、深日の墓地も同じようなことで、ある方が今まで車いすでお墓参りできた。それが、ある日行くと、一部の方が通路のところまではみ出して、石を置いてしまって、車いすが通れないと。

この深日の墓地についてはいろいろ歴史があるようでございますけれども、こちら辺も、やはり町がかかわる墓地としてきちっと見回るなりしていただいて、取り放題ではいかんと思いますね。淡輪は全部区画をして販売しましたから、販売というんですかね、永代使用ですか。深日の場合は、昔の村からの引き継ぎがあるということで、ここわしが使うんやという形でそのままきっておられるようですが、その方が墓をするときに通路に出っ張ってまで境界をとっていると。こういうことは本当に私はあつてはならないと思います。車いすの方が墓参りに行けないような、こういうことでは大変困りますので、この点は一つ、ぜひとも町のほうで責任を持って指導をお願いしておきたいと思います。

当事者の方はあんまり言われると、その方が困るということで仕方ないけれどもねとおっしゃってくれていましたけれども、行政も、私はこの件については事前に申し上げておりましたから、その方にお会いしていただいて話も聞いていただいておりますので、その点、一つ善処方をお願いしておきたいと思います。

時間が30分ぐらいしかとれないなと思ひながら立ちましたので、協力したいと思います。

○川端啓子議長 ゆっくりしてください。

○道工晴久議員 それでは、2点目の地産地消事業の取り組みについてお伺いをさせていただきたいと思います。

国の農業政策の悪さからかもしれませんけれども、休耕田の補助金制度等も悪用と言っているのかどうか知りませけれども、補助金で金をもらっているほうがいいのかわかりませんが、町内には、一体休耕田がどのぐらいあるのか、私、見ますとかなりあるように思います。全体の何%ぐらい休耕田があるのかお教えをまずいただきたいと思います。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 町内には各地に休耕田というのがございます。休耕田ということで、正式な届け出というのを町としては把握しておりません。現在の状況で何%という答えをすることはで

きませんので、ご了承願いたいと思います。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 ということは、休耕田の補助金制度を受けている方はどなたもおらないということ、そう理解していいんでしょうか。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 道工議員の、今、休耕田の補助金を受けているかどうか、件数を把握しているのかというご質問でございます。

済みません、私のほうで今ちょっと把握しておりませんので、至急確認させていただきます。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 一つ、ぜひともその辺の把握をしていただきたいと思います。

もちろん、農業に携われる人も大変少なくなっておることは事実です。高齢化も進みまして、田んぼようせん、この間からも二、三の方からうちの田んぼ、だれかつくってくれへんかな。住民の方々に畑でもしてくれへんかな、こういうような相談もございました。

ただ、水の問題もございますし、住民の方々に使ってもらおうと思えば、またその水の確保の問題。私の知っている方はわざわざ家から水道を引っ張って団地の方々に使っていたりの方もございますが。そんな中で、私は、できれば住民の方々に土を愛していただくというか、人間土に帰るんですから、休耕田をお借りして自分らの食べる作物は自分らでつくる、食べる。そういうものをぜひとも町として取り組んでほしいです。そうして、その余力があるなれば、一般の方々にも販売をする。

和歌山のめっけもん広場がそうですよね。あそこは農協の一人の方が大変力を入れて、あれだけの大きな施設になりました。年商28億円から30億円、立派なものです。大阪市内から観光バスで買い物のツアーに来ていますよ。何度も、私、そういう姿見ました。

そういうものに、そこまでもいなくても、いろいろなところでそういった農産物を販売するところもあります。町内にも有志の方々が自分らで他人の用地を借りて、そこに小屋を建てて、そこで土曜日に住民の皆さん方に自分らのつくったものを食べてもらおう、販売する、こういうことをやってるグループもたくさんございます。

そういうことを含めて、岬町は観光の地でもございます。観光に来られた方がそういった農産物を買って帰れるような、そういったやはりステージづくりをぜひともやっていただきたいです。

滋賀県に愛東町というのがございますが、ここの道の駅はすばらしい道の駅でございます。大変住民の方々こぞって作物をつくって販売されている。奥さん方の仕事でやっているんですね。

何百人の方々が自分でシールを張って、自分で展示をし、残ったものは自分で引き取って帰る。こういったことをぜひとも岬町でもやってほしいです。

悲しいかな、岬町のJAはもう金融業になってしまっている。本来の農業の振興ということはどうも私はされておらないのではないかな。そういう面では、やはり行政も一つしっかりと橋渡しをしていただいて、その基盤づくりをやっていただきたいと思います、その辺はいかがなものでしょうか。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 遊休地がどれだけあるかということについては調査的なはっきりした数字も出なくて申しわけないんですが、遊休農地の有効利用ということで、これは議員もご承知のとおり、商工会を通じて地産地消ということで岬町の給食の食材にいろいろと頑張ってくださいいております。

昨年から、岬の高校生が火葬場の下に田んぼをお借りしてそこを菜の花畑、岬町をその一色にしようという試みから現在頑張っていて、ことしは立派な菜の花が咲いたかなと、このように思っております。

さらには、子育て支援で食育ということで、はたけっ子事業を、これもはっきり言って食育推進活動事業という名を打ってやっておるわけですが、そういった意味で、そういう方々については全体とは言いませんけれども、例えば固定資産税を免除するとか、そういった地権者に対するそういった補助制度も考えておりますし、そういう意味では、議員のおっしゃるように、今後はさらに観光農園、また観光立地として岬町は掲げておりますので、そういった遊休地対策等は産業振興課を設けてやっておりますので、さらに強化をして、今後、観光農園という形をさらに推進していきたいと、このように思っております。

今後、商工会、またJAともタイアップしながら、そういった今後の取り組みも頑張りたいと、このように思っております。

○川端啓子議長 道工議員。

○道工晴久議員 町長のほうから前向きなご答弁をいただきましたが、本当に町内でも何軒かは農家の方が自分ところでもかなりのキャベツとかいろいろなものをたくさんつくっておられます。悲しいかな、岬町の農協に納めることができない。その方に聞きますと、私は泉佐野のJAに行ったり和歌山のJAに行ったりして納めさせてもらっていますと、こういうことでした。

漁業をやっている方も同じですね、漁業をやっている方もそういった町内で販売するステーションがないために大阪市内に陸送で売りに行ったり、和歌山市内に行ったりしておられます。こういったものをまず私はこれからの時代は第一次産業、いわゆる農林水産業の振興をしっかりと

と位置づけてしていかなければ本当に災害とかいろいろなときに飢えてしまいます。そういう意味で、本当に第一次産業をしっかりとやっていただいて、できれば淡輪インター周辺に道の駅をぜひともつくれるように努力をしていただきたいなど。

8年前には、その当時、参議院の国土交通委員長でございました和歌山県の大江代議員にお願いをいたしまして、岬町に淡輪インター周辺にぜひともつくってよと言ったら、一つ枠とりましたというお話もいただいておりましたが、そのままになってしまっております。過日お会いすると、まだそのまま残っていますから、町としてもぜひともやってくださいというお話もございましたので、あえて本会議で町長にもお願いをしておきたいと思っております。

住民の方が本当に自分でつくったものを販売し、町内の方々に食べていただく、そうして、またそれぞれ農家の方、また一般の方も含めて収入を得る、そういった受け皿をぜひともつくっていただいて、その中で地産地消事業をぜひとも推進していただきたいということをお願いして一般質問を終わらせていただきます。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 先ほどご質問のあった、休耕田の話ですが、現状で町のほうが何とか把握できるパーセントが約38%でございます。

それと補助金制度はいろいろございますが、岬町の団体、個人含めまして補助金を受けている件数はゼロでございます。

○川端啓子議長 道工議員、よろしいですか。

道工晴久さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は1時からにしますので、よろしく申し上げます。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

竹内邦博さんの一般質問を行います。

○竹内邦博議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私のテーマは多目的公園の利用及び深日港及び深日のふれあい漁港の件についてお尋ねいたします。

まず、第一に、多目的公園の利用ということで質問をさせていただきます。多目的公園は今のところまだ岬町にはもらっていないということで、供用でやっているんですけども、再来年ですか、25年4月がオープンということで、今から多目的公園の利用というのを考えておかないと、オープンになってから考えるとおくれるということで、今現在、多目的公園の利用している人数ですね、それをちょっと聞かせてください。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 現在、多目的公園につきましては、平成24年度の整備完了に向けまして工事を進めているため、一般への開放は行っておりませんが、整備が完了した多目的広場につきましては、大阪府の許可を得まして地元のスポーツ団体に暫定的に使用を許可しているところでございます。

昨年度、平成22年度でございますけれども、多目的広場の利用状況ではグラウンドの広場1、野球広場の2を合わせまして、延べ5,036人の方にご利用をいただいているところでございます。また、本年度も8月末現在で延べ3,175名の方にご利用いただいているところでございます。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 今の回答では、大体5,000人の利用ということなんですけれども、それでは、多目的広場の利用しているグラウンドその他の広場の料金ですね、多分まだこれ大阪府との協議とかほかの施設の絡みもあると思うんですけれども、現在、幾らぐらい徴収しているのか教えてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 多目的広場の利用に関しましては、現在、グラウンドの広場1、野球広場の2とも1時間500円を徴収いたしておるところでございます。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 今のところ、1時間当たり500円を徴収しているということなんですけれども、それでは、その金額ですね、どのような形で決めたのか教えてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 多目的広場は暫定的な利用であるということから、町の公の施設として位置づけ

は行っておりません。

現在、利用者団体で管理運営の協議会を設立いたしまして、協議会の中で自主的な維持管理を前提といたしまして、近隣のグラウンドの利用料金を参考にしまして、暫定利用における利用協力金を定めております。

多目的公園が完成しまして公の施設として位置づけることになれば、条例で使用料を定めさせていただきますと考えております。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 それでは、今、聞いたところによると1時間500円について、今後、多目的広場を町が管理するのか、それとも民間に委託するのか、その辺のところを教えてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 多目的公園につきましては、大阪府が公園整備を行いまして、その維持管理につきましては、多奈川地区財産区用地を含めまして町が行うこととなっております。

具体的な管理の枠組でございますけれども、平成25年度のオープンまでに大阪府と協議を行い決定することとなりますが、現在、暫定利用を行っている多目的広場につきましては、町が管理する予定でございます。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 そうしたら、今現在、定めている500円の料金、それが継続されたとして、その料金でいわゆる管理棟トイレの清掃、その他草刈りとかいろいろな面について管理費が捻出できるのかどうかということをお聞かせください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 現在は暫定的な利用でございます。利用協力金の中で維持管理が行われておりますが、正式にオープンしますと管理運営の手法にもよるかと思いますが、現在の利用協力金の収入のみでは維持管理経費をすべて賄うことは厳しいと考えております。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 そういうことで、今後料金を設定する上においても、またいろいろ協議して、町の持ち出しとかいうのを極力抑えていただきたいと思います。

次に、岬町に今言われている多目的公園というすばらしい公園設備、いわゆる運動設備がありますけれども、今後、それを平成25年のオープンに向けてどのような形で町としたらPRしていくのか教えてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 多目的公園につきましては、現在、工事中でございます。企業誘致に向けた企業へのPRが中心となっておりますけれども、一般の方々への多目的公園のPRにつきましては、今後、工事の進捗状況を見ながら行うことといたしたいと思っております。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 この1年半後ですか、平成25年のオープンについて、今からでも積極的にPRを行ってほしいと思いますが、その辺のところ、先ほど聞きましたけれど、もう一度どのようにしていくのかというのを聞かせてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 竹内議員のご提案のとおりでございます。一般の方々に多目的公園の魅力を知っていただき、利用を促進するため、今後は積極的にPRを行っていく必要があると考えているところでございます。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 私が思うのには、大阪府域の中で企業誘致のエリアを含めて、多目的公園ほど広大な土地を持っているのは岬町だけだと思っております。

私が子どものときに、いわゆる物のないときですけれども、たこ揚げとか、ゴム飛行機の模型飛行機とか紙飛行機とか、いろいろ遊びをしてまいりました。

岬町には多目的公園という何でもできるフィールドがありますので、外部からいろいろなイベントを呼ぶことができるかどうかですね。例えば、いわゆる子どもの大好きなリモコン自動車ですか、そういうような競技とか、いわゆる大人が喜ぶリモコンで飛ぶ飛行機とか、冬になればたこ揚げとか、大会などいろいろなイベントを行うことができると思うんですがね。

私は商工会でいきいきフェアとか、また、前におられた議員の谷本さんがグラウンドゴルフですか、ああいうふうな大会をする場所がないとか、いろいろ言われておりましたんでね、そういうイベントも多く取り入れていって岬町にお金を落としてもらえようなイベントを組んでいってもらえればなと思ってるんですけどね。

今後、オープンに向けて町としてどのようにイベントとか進めていくのか、また参加していくのか、協力していくのか。その辺のところ、教えてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 現在の多目的公園では、一応、今まだ整備工事中でございます。不特定多数の方々に参加いただく大規模なイベントの開催はまだ難しい状況にございますが、工事の進捗状況を見ながら大阪府とも協議を行いまして、ただいま議員よりご提案をいただきましたリモコン飛

行機、また、たこ揚げなどのイベントの実施については検討を行ってまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 今回の総括理事の話では、いろいろと考えておられるようなので、期待してお待ちしております。

続きまして、深日港及びふれあい漁港の利用活用についてお聞きしたいと思います。

まず、深日港の活性化、開発については先ほど和田議員、田島議員がいろいろと質問をいただき、答えをお聞かせいただきましたので、これはちょっと割愛させていただきます。

続いて、ふれあい漁港、要するに深日の漁港のほうですね。大阪の活用方法について現在、まだ町には移管されておられませんけれども、どのような活用をしていくのか。また、当初、埋め立てするときには魚の加工場ですか、そういうふうな構想もあったようなこともちょっと耳にしておりますけれども、その後、どのような活用をしていくのかお聞かせください。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 深日ふれあい漁港は漁港施設が老朽化していることから、施設の更新が必要であり、あわせて府民の水辺の自然環境のふれあいや新鮮な魚介類の物販等を通じて漁業者の収入安定化を図ることを目的として整備計画されたものでございます。

そのため、府民と漁港、漁村との交流等を促進するふれあい漁港漁村整備事業として、平成7年度から実施し、平成22年度には埋め立て整備は完了しております。

今後は、緑地や多目的広場などの漁港環境整備事業の整備を行っていく必要があります。しかしながら、近年、大阪府の財政状況の悪化により漁港環境整備事業については事業の実施見通しが立っていない状況で、広大な土地が有効利用されていないのが現状でございます。

そのため、多目的広場や磯場プロムナードについてはふれあい漁港に来訪者を呼び込む主要施設であるため、早期整備を目指すように働きかけを行っております。

また、ふれあい関連施設については、社会情勢の改変に対応した整備計画の見直しのため、大阪府、岬町、漁業組合、地元住民を交えた検討会を開催し、地元の活性化につながる施設の内容を検討しております。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 本当によくわかりました。

でも、私、今現在商工会の役をしております。この5月にいろいろな総会がありまして、三役会を開いたところ、深日の漁港、漁業協同組合ですかね、と要するに協働をして、何とかふれあ

い漁港でイベントを開きたいなという話が出ました。

それで、商工会のメインイベントである、いきいきフェアをやろうじゃないかという話もあったんですけども、時期的に間に合わないということで、今回いきいきフェアのほうを11月ですかね、多奈川小学校ですることになったんですけども、その深日のふれあい漁港を、やはりこのままほうっておくと大阪府も動いてくれないと、また深日の漁業協同組合も宝の持ち腐れのような形になるだろうと。

そこで、商工会としては、この10月の30日にB級グルメを一回やってみようじゃないかと、岬B級グルメというのを。昨日かおとといですか、ちょっとチラシを入れさせてもらったんですけど、ただいま募集しております。泉佐野漁港以南の漁業組合の青年部も一応参加してくれるという話は聞いております。

そこで、なぜ私が今これを言うかという、その深日のふれあい漁港は岬町で唯一大型バスが入れるんです。そこで、何か催しをすれば必ず人が集まってくれるだろうと、人が集まるとお金を落としてくれると。ということは岬町の活性ができるという発想で。商工会というのはお金もうけじゃなしに、商工業者が活性できるようなものをつくっていくというのが商工会の役目ですのでね。

その辺で我々考えたのは、漁業協同組合をメインとして商工会がイベントとかいろいろなノウハウを持っていますからね、それを漁業組合の方が3年ぐらいかかって覚えていただければ、自主的に魚の販売をしたり、いろいろなところを呼んできたり、また商工会に何かしてもらえないかという、逆に声が掛かってくるようになればですね、これは大阪府も岬町もほうっておけないと思うんです、整備をしなくてははいけないと。というような形で前に前に転んでいきますのでね、何とか町に頑張っていただけないかと思っておりますのでね、その辺のところを町長にご返答をいただきたいと思っております。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 先ほど、内容については担当から説明あったとおりでございます。

竹内議員のおっしゃるとおり、あの深日漁港、せっかくあれだけのふれあい漁港が整備されておるんですけど、埋め立てされて、残念ながら上屋のいろいろな環境整備ができておらないと。といいますのも、大阪府の財政状況もあるかと思っておりますけれども、排水が非常に問題があって、埋め立て整備が済んで以来、地元の方に満潮時、また大雨時に非常に悪臭、そういったものでご迷惑掛けている今までの過去の経過がございます。そういったものの整備がきちっとできない間は町としては引き取るわけにはいかないということを大阪府には申し上げております。

大阪府も、何とか早い段階で結論を出していくという返事はもらっておりますが、まだまだ解決に至っておりません。とりあえず整備をきちっとすることが建前でございますので、その点をご理解をしていただきたいと思います。

今回、商工会さんと深日の漁港の関係の方で、本当にあれをあのまま放置することはいささかまちのために、また地域のために問題があることから立ち上がっていただいて、区長さんも含めてなんですけれども、今回B級グルメ大会をあそこでやったらどうやということをお話を聞かせていただきました。町としては全面的にご支援、ご協力をしてまいりたいと思っております。

一番大事なことは、まちの中心部でもありますし、せっかくのふれあい漁港漁村という形で整備された国の事業でもありますので、私ども、大阪府と連携しながら、今後さらにそういったグルメ大会のみならず、他のいろいろなイベントが開催できるように努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 今、町長も協力をしていただけるということで、本当にありがとうございます。

今後、ふれあい漁港を拡張して漁業組合の皆さんといろいろな協働をして活気づけば、岬町の中も明るくなると思いますので、町長の答弁に沿っていろいろと頑張っていただきたいと思います。特に、漁業組合の皆さんも将来の展望が見えてくるだろうと思いますので、その辺のところを頑張って協力もお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

○川端啓子議長 竹内邦博さんの質問が終わりました。

次に、竹原伸晃さん。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 ご指名いただきました川端議長、ありがとうございます。7月に選挙で上がってきてから、2回目の一般質問をさせていただきます。

前回、電力問題ということで関西電力さんのことも取り上げさせていただきました。今回、大きく三つの柱で質問させていただきます。一つ目は教育行政について、二つ目は行財政改革について、三つ目は企業誘致についてということです。よろしく願いいたします。

まず最初に教育行政について、この中でまた小さく三つに分けております。一つは「子どもの学力向上のために取り組んでいること」とはという題で、ちょっと質問させていただきます。

学力というか、勉強をするにいい環境をつくっていただきたいと思いますというのが本音なんですけれども、昨今、全国規模で行われています全国学力調査っていうんですか、一斉のテストで大阪府は

全国レベルでは下のほうだと聞いております。また市町村レベルで、公開されている中でも順位をつけていくといった方針ができている中、やはり岬町の三つの小学校、一つの中学校、できるだけレベルが高いほうがいいなと思っているんですが、いろいろ聞くところによると、各小学校、中学校でいい取り組みをしていただいていると聞いておりますが、その辺、少し詳しく教えていただければと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 学力向上に向けました取組状況についてお答えをいたします。

岬町教育委員会におきましては、本年度の重点目標の一つに、確かな学力を培う教育の推進を掲げまして、各小・中学校におきまして、基礎的、基本的な知識、技能を身につけ、それを活用し考える力、そして社会人として自立する力をはぐくむさまざまな取り組みを進めてきているところでございます。いくつか紹介させていただきたいと思います。

まず一つは、通常の授業におきまして加配教員を活用しまして、児童生徒の習熟の度合い程度に応じまして指導する、少人数習熟度別指導を各小・中学校で行いまして、きめ細かな指導を実施してきているところでございます。

2点目でございますが、地域の教育ボランティアさんによる読み聞かせ活動も含めた中で、読書の時間の確保を行いまして、学習指導要領におきまして重視されております言語活動の充実を図っているところでございます。

3点目ですが、それぞれの教員がお互いの授業を参観しまして、その上で自分の授業を改善していくといった校内研修を実施しております。このことによりまして、教職員の指導力の向上を図っているところでございます。

4点目、最後紹介させていただきますが、放課後の学習指導であります。各小学校ではアフタースクールと称しまして学生のボランティアさんに来ていただきまして、放課後の学習支援の取り組みを進めております。また岬中学校では、岬ドラセンと称しまして、ことしは水曜日の午後6時から午後7時30分まで、これは保護者の方、また地域の方々、また学生に参加していただきまして、自分の中学生であったときの勉強の仕方とか、いろいろ悩み苦しんだところの経験を語っていただいたり、また生徒に勉強の仕方を教えていただくというような学習支援の取り組みを行いまして、これは家庭における学習習慣の確立というのを目標に行っているところでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 いろいろな取り組みをお聞きしまして、大変心強く思ったところです。地域の先

輩の皆様が子どもたちに何かを教える機会を持つというのはとてもいいなと思っております。と  
いいますのは、やはり岬町の中に立派な方、埋もれてる方、多々おられるとよく聞いております  
ので、その人たちを引っ張っていく場というのをつくっていただくという面でも十分に活用でき  
るかなと思います。

また昨今、テレビ等でよく報道されている、俗に言う学級崩壊についてちょっとお尋ねしたい  
んですけれども、町内の学校でそのような事例はございますでしょうか。

○川端啓子議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 岬町の各学校におきましては、現在、いわゆる児童・生徒が立ち歩くなどして授  
業が成立しないというような、そういういわゆる学級崩壊はございません。

ご指摘のことなんですけれども、学習ケースを確立いたしまして、私語が少なく、また落ちつ  
いて授業を受けると、そういう教室をつくるということは学力向上に向けた取り組みとして非常  
に重要だと考えております。

ご指摘にもございましたが、小・中学校では、これは授業の一環なんですけれど、総合的な学  
習の時間などに地域で自分の特技を生かす生き方をされている方でありますとか、また障がい  
があっても積極的に生活されている方、こういう方をゲストティーチャーとしてお迎えいたしま  
して、いろいろお話を聞くということをしております。

その中で、子どもたちが学力をつけることの意味合い、または重要性を認識させるというこ  
とを進めておりまして、子どもたちが意欲を持って授業を受けられるようにと、そういう工夫もし  
てきているところでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 大変心強く思いました。

学級崩壊というのは一回起こってしまえばなかなか元に戻らないと聞いておりますので、未然  
に防ぐといいますか、そのためにも地域の大人が積極的に学校にかかわっていくという仕組みが  
あればと思っていたのですが、今の答弁を聞きまして少し安心いたしました。

次に、生涯学習のほうなんですけれども、子ども並びに大人、高齢者といいますか、そのもの  
がスポーツや文化活動をするに当たって、割かし費用がかかるんじゃないかといったところです。  
私自身の経験上、子どものときからいろいろな習い事をさせていただいておりまして、学校では  
習えない縦のつながりといいますか、上級生が下級生に何かを教える、下級生のものがちょっと  
年をとって上級生になったときに、またその下のものに教えるといった地域のスポーツや文化活  
動にできるだけ多くの子どもたちが参加できるような下地をつくっていただきたいと思うんです

が、やはり、そういうところに参加することによって、人間的につまずいたときにでも、同級生と相談するのもそうですけれども、お兄ちゃん、お姉ちゃん、もしくは教えてくれている先生方と相談する機会ができた、また立派な先輩や先生方を見て尊敬するという念を抱いたり、やはり地域で学校が終わった後の教育というのを子どもたちにいっぱい利用していただきたいのですが、スポーツ活動におきまして、結構、施設使用料というのが重くのしかかっている団体があると聞きまして、実際に子どもたちから集めたお金の半分以上を施設の使用料、体育館の使用料に使っていると聞いたことがあります。

施設使用料については、およそ3年ほど前からかかってきておりまして、受益者負担という考え方はよくわかるんですけれども、子どもたちを育てるためにもうちょっと何とかならないのかと、見直す方向でお願いできないでしょうかと思うのですが、そういうふうなことは考えられてないでしょうか。

○川端啓子議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 子どもさん中心についてご質問いただいたかなと思いますが、スポーツにつきましては、去る8月24日でしたが、スポーツ基本法が施行されました。これは50年ぶりにスポーツ振興法が全部改正されたものでございます。

このスポーツ基本法では、スポーツはこれを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるという、いわゆるスポーツ権なる考え方が示されたところでございまして、国民が生涯にわたり、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自立的に、その適正及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進されなければならないとされているところでございます。

議員からもご指摘ございましたが、スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持、増進、精神的な充足感の獲得等のために行われるのでございまして、今日国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとして考えられておるところでございまして、岬町教育委員会としましても、スポーツ基本法を踏まえましてスポーツの推進に取り組んでまいりたいと考えておるところでございまして。

さて、体育施設と学校施設の使用料につきましては、平成18年3月に策定されました岬町集中改革プランに沿って受益者負担の公平化の観点から平成20年度から有料化がなされまして、以後、使用料を徴収してきております。

昨年度でございますが、110万円余りの使用料収入がございまして、充当先は施設の管理費でありますとか維持補修費でございまして。

なお、使用料につきましては、生涯学習団体等が使用するときは半額に減免するというようにしてきておりまして、利用者の方々にはおおむねご理解をいただいているのではないかなと考えております。

また、岬町の危機的な財政状況、それと受益と負担の公平性の確保という観点から総合的に見ますと、おおむね妥当な数字であるのではないかなと考えておるところでございます。

しかし、この件につきましては、町の総合計画にうたわれております住民との協働によるまちづくりという観点からは見直す余地もあると思われまますので、今後、各方面のご意見の集約を図り検討をしていくということにつきましては何らやぶさかではございません。

なお、本年度はスポーツの推進に向けまして、利用者や関係団体のご意見を聞きながら、一つは町民体育館の耐震設計にあわせてバリアフリー化などの検討を進めることとしております。

また、施設利用手続の簡便化なども図りたいと考えておりまして、だれもが利用しやすいスポーツ環境の整備に努めることとしております。どうぞご支援とご理解をお願い申し上げます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 私ね、さっきから子どものことばかり言ってたんですけども、高齢者についても一生懸命運動や文化活動に取り組んでいただいております。

割と岬町は高齢化率が高いといいますが、周りを見ても高齢者のおじさん、おばさんがいっぱいいてると思う中で、一つの例なんですけれども、グラウンドでグラウンドゴルフをしているおじいちゃん、おばあちゃんは物すごい元気やなとびっくりするところなんです、グラウンドを使用するに当たって、グラウンドがでこぼこであったりとかする中をちょっと整備してほしいなといったときに、どうもお金がないと。予算が限られているというのはとてもよくわかるんですけども、気持ちよく活動してもらって健康で長生きしていただくのが何よりも町の財政、例えば健康であることは健康保険を使うような、医者に行くっていうことが少なくなったりとかね、介護保険料のほうにも響いてきたりとかするんで、できるだけスポーツのほうに目を向けてもらったり、また精神的な面も鍛えられる文化活動のほうにも力を入れていただいたり、またしていただければと思います。それは要望にしておきます。

また、教育行政について最後なんですけれども、教育委員会の本庁2階に窓口がございます学校教育課と生涯学習課をいろいろ見ておるところ、特に生涯学習課のほうにおいて座っている人が少ないなど、何でだろうといろいろ調べてみると、庁舎外の管理をしているところがいっぱいあって、そちらに出向いているんやといった話とか、土曜日、日曜日仕事に出ているので代休をいただいているとかいう話をよく聞きまして、この教育委員会の人員っていうのはこれで適当な

んかどうかと自分は常々思っていて、確かに何年か前からしたら、職員の数が減っておるに相對して、教育委員会も減っておるのもよくわかるんですけども、これではいけないと思います。教育委員会が管理されている施設とか、中にいてる人数とか、一回改めて教えていただければと思います。

○川端啓子議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 教育委員会所管の教育出先機関、また施設におきます人員配置の現状等についてまず報告をさせていただきたいと思います。

まず、学校教育所管の機関と施設についてでございますが、学校教育課には課長以下、正職員3名、アルバイト1名を配置しております。また三つの小学校と中学校には府費負担の教職員及び事務員が講師等も含めて104名配置されているところでございます。

あわせて、町のほうの雇用になっておりますが、用務員が正職員2名、アルバイト3名でございます。またアルバイトの図書司書1名、それと障がいのある子どもさん、また支援の必要な子どもさんにかかる介助支援員のアルバイトが12名おられます。またALTの外国人青年を1名配置しております。また、スクールバスがございますので、この運行にかかる短時間勤務の運転手を2名雇用しているところです。

淡輪幼稚園では園長以下、正規の教員を5名配置しまして、あわせて介助支援員のアルバイトが2名、用務員のアルバイトが1名、またスクールバス運行にかかる短時間勤務でございますが、交代制の運転手が2名、添乗員のアルバイトが1名雇用しているところでございます。学校給食もやっておりますので、この共同調理場長なんですけど、これは学校教育課長が兼務しております、そこには府費負担でございますが、栄養教諭が1名おります。

調理員ですが、これは正職員が4名、アルバイトが7時間勤務が5名、5時間勤務が3名、それと配送にかかる短時間勤務ですが、交代制の運転手を3名雇用しているという状況でございます。

なお、中学校の調理室と別でございますが、府費負担の栄養技師を1名配置しております。調理員さんは正職員1名、7時間勤務のアルバイト4名を雇用して配置しているところでございます。なお、指導課には学校教育に関する専門的事項の指導に当たる指導主事2名を配置しております。

ご指摘のありました生涯学習課所管の教育出先機関と施設についてお答えいたします。生涯学習課には課長以下、正職員4名を配置しております。また、週に24時間程度服務する社会教育指導員が1名、事務局におることもあります。

出先のなんですけれども、淡輪公民館の館長は、生涯学習課長が兼務しておりまして、以下すべてアルバイトになるんですけれども、図書司書1名、それから短時間勤務の事務のアルバイト2名、用務員1名を雇用して配置しております。専属の正職員が配置されていないということもございまして、生涯学習課の職員が交代で公民館に赴きまして、管理運営のバックアップに当たるとというのが現状でございます。

次に、アップル館につきましては、これは指定管理者制度を導入しておりまして、指定管理者に施設の管理運営もお願いしているということでございまして、職員は主に連絡調整を担っているところでございます。

次に、今年度から取り組んでおります休校中の孝子小学校におきます歴史館事業につきましては、生涯学習課の職員がほとんど土日も含めまして毎日のように運営のために赴いているところでございます。なお、管理運営のためにアルバイト1名を雇用し、配置しているところでございます。

そのほかということになります。生涯学習課では、町民体育館、それと三つの運動広場、テニスコート、青少年の森、それと各種の古墳でありますとか文化財を所管しております。それと各種の生涯学習団体さんやスポーツ団体さん、それとボランティア団体さん等もございまして、その打ち合わせとか、実施するイベントにつきましては、どうしても休みであります土日・祝祭日が多いと。また、平日におきまして打ち合わせする際も夕刻からの打ち合わせというのが通常でございまして、非常に変則的な勤務を余儀なくされている面がございまして。

職員の健康に配慮するという必要は当然でございますので、代休を消化させるなど、一定の対応をしているところでございます。また、現在、事務量について子細な調査と分析把握をしているところでございます。

考えますのに、現状の人員配置でさらなる教育行政の充実を図るといのはなかなか困難でございまして、何らかの工夫なり改善が必要だと考えております。

文化スポーツの推進、また住民サービスの向上に向けまして、例えば各施設の休館日を整理して統一するような議論も始めたいと思っております。

それと最後になりますが、抜本的な話としまして、町長部局の所管の施設との再編につきましても現在検討していることを報告させていただきます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 なるほど、いっぱいあってメモしきれないぐらいだったんですけれども、町長は常々、町がにぎやかになっていく、心かようぬくもりのまち、岬を実現するために子育て支援に

力を入れると言っておられますが、このような状態で力を入れられるのかどうか、ちょっとお聞きできたらと思うんですけど。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 職員配置の問題なんですけれども、教育委員会のみならず、他の部署も相当無理していることは事実であります。それかと言って代休が取れないかというのは、きちんと代休は取れる状況にあります。

教育委員会部局は一般の行政とはまた違う管轄でございますけれども、現在の配置で臨職を雇って、その臨職は技術を取得している方を雇っておりますので、そう問題は私はないかなと思っております。

ただ、今のままでいきますと組織が崩れてしまう。例えば、前にもいろいろな機会があってお話をさせてもらったんですが、現在158名の中で、それに近いほどアルバイト、臨職の方がおりますので、そういったところのこれからの正職員の採用、そういったことは十分年次を追いながら検討していかないと組織の弱体化につながってくると思っておりますので、その点は今後慎重に、人員の定数についてはしっかりとしなければいけないかなと思っております。

ただ、子育て環境について、じゃあ問題があるのかっていうと、私はそう感じておらないので、もし問題が出てくるようであれば早急に検討はしてまいります。

しかし、もう前々から皆さん方、議会の皆さんにご迷惑をお掛けしているんですけども、財政の中で、先ほどの話の中でもグラウンドがでこぼこしているという話もあったんですが、私は担当のほうには、日常生活する、また教育する過程において、日常問題があるところにはすぐ対応せえと、こういう指示をしておりますので、もし、そういうグラウンドで危険な状況であるなら、私のほうでチェックしますのでおっしゃっていただいたらいいかなと思っております。

それから温かみのある町政というのは、私はしっかりと肌に触れた感覚で教育行政がやられておるのかどうか、例えば教育基本法に基づいてやるとした、一つの組織の流れの中でやっていかどうか。先ほど答弁の中にもありました少数人数制度できめ細かな教育をやる、これが私は一番大事だということで、今回の多奈川保育所についても、淡輪のように大人数でやるのも一つの方法かも知れませんが、また少人数でやって、先生と園児、保育士がマンツーマンでお互いにふれあう環境、これも大事かなと思っておりますので、今回の臨職を含めた中の職員配置は多少無理は全体的にありますけれども、子育て、そういった支援事業には問題はないんじゃないかなと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員　そうですね。行財政改革との兼ね合いもあると思います。できる限り立派な子どもを育てたいという思いと、健康な町民でいてもらいたいというのとあります。

また、私としましては、現在の教育委員会、教育長が不在となっておる案件で、今回提出されている人事案件もございます。できるだけ早く決定していただいて、町の教育行政においてしっかりとした方針を持って教育に当たってもらいたいと。少しでも質のいい元気のある町民を目指して職務を全うしていただければと思っております。教育行政については以上であります。

行財政改革についてでございます。平成23年度、本年度から5カ年計画で行革プランが示され、早速取り組まれ、成果を上げておられますが、しかしこのプランの中には、聞くところによると、収入増の場合のことが何も記されておられません。冒頭の町長のご報告にもよりますが、企業進出が決定しそうだとか、関西電力もこのご時世で新聞報道のような動きもあります。取らぬ狸の皮算用ではないんですけれども、企業が来たときに収入があったとしたら、あったらとしたらと言うのは悪いんですけれども、企業が来たら収入がふえるのかふえないのか、一度行革のほうに質問させていただきたい。

○川端啓子議長　財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長　本町では、数次にわたりまして行財政改革に取り組んでまいりました。しかし、町財政は引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえまして、持続可能で安定した財政基盤の構築を目指す第2次集中改革プランを本年2月に策定し、新たな総合計画に定めます町の将来像を早期に実現するために必要な町財政の健全化に取り組んでいるところでございます。

この改革プランにおける歳入部門の主な目標として、企業誘致などによる新たな歳入の確保による財政基盤の拡充を図ることとしております。しかし、この改革プランでは企業誘致に伴う新たな進出企業が具体化していないという状況でございましたので、企業誘致による歳入見込額を反映しない計画となっております。

さて、ご質問ありました、今後、多目的公園などへの企業誘致により新たに本町に進出した企業からは設備投資にかかります固定資産税や法人町民税、また地元の雇用による個人、町民税などの新たな税収の増加を見込むことができます。しかし、こうした新たな税の収入額につきましては、直ちに町の財政健全化に寄与するとは言えない状況が想定されております。

その理由といたしましては、まず一番の問題は、地方交付税の財源調整機能の問題でございます。これによりまして、新たに税収入額の25%相当分しか増収にならないと、そういうような状況でございます。

また本町の企業誘致条例による新たに進出した事業者に対する優遇処置といたしまして、新規の設備投資にかかる固定資産税の50%相当額を5年間助成することから、新たに進出した企業の操業から5年間は町税収入額の約25%が持ち出しになると、そのような状況でございまして、その後、企業誘致の助成措置が終わります6年目からにつきましては、町財政に寄与するものと想定されるところでございます。

こうした企業誘致に伴います財政面からの効果などを説明いたしましたけれども、この財政的な効果以外にも地元雇用の促進や町内の関連企業への受注増加など町の活性化につながるいろいろな効果も見込まれるところから、企業誘致にかかる効果等につきましては、総合的また中長期的に判断する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 少し理解しにくかったところをちょっとまとめていただきたいのですが、交付税制度っていうので入ってくるのが固定資産税の25%で、企業誘致条例の中の減免分が半分の50%を助成されると聞いたら、例えば10億円の固定資産税の税収があったら2億5,000万円しか交付税制度がない上に5億円をその企業に助成するというので、2億5,000万円の赤字となるのでしょうか。

○川端啓子議長 白井部長。

○白井財政改革部長 それでは、地方交付税制度と企業誘致条例助成金のこの関係につきまして詳しくご説明申し上げたいと思います。

まず、地方交付税につきましては、地方団体によって地方税間の収入額に格差があることから、この地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が標準的な行政を行うに必要な財源を保障するために国が一たん集めまして、そして地方公共団体に配分される税でございまして、この地方交付税制度と言いますのは、どの地方公共団体に対しても必要な財源を保障する、財源保障機能と地方交付税の適正な配分を通じて税源の過不足を調整する財源調整機能を持っております。

この財源調整機能によりまして、例えば本町の標準的な行政を行うに必要な経費が一定であれば、企業誘致による町税の増収額が、すなわち地方交付税を減少させる要因になるということでございます。

これを具体的な数字で簡単に申し上げますと、企業誘致による新たな町税の収入額が、先ほど10億円とおっしゃいましたので10億円といたしますと、その75%は地方交付税の算定上基準財政収入額として算入されますので、本町が新たな行政サービスに使える財源は残りの25%、

すなわち2億5,000万円、その分がふえるという形になります。

また、次に企業誘致条例の関係でございますけれど、この条例に規定する優遇制度につきましては、先ほど言いました固定資産税相当額の2分の1を5年間助成する制度、また住民を雇用した場合にお一人当たり10万円、最高200万円を限度とする雇用促進助成金、その他水道料金とか用地取得に関する助成金等がありまして、進出企業の内容に応じまして必要な助成金を制度化しているところでございます。

この企業誘致条例によります優遇措置と地方交付税との関係をもう一度具体的に申し上げますと、この企業誘致によります進出事業者の固定資産税相当額は10億円と仮定しますと、この地方交付税の財源調整機能によりまして差し引き2億5,000万円の増収が見込まれると、先ほど説明したとおりでございます。

一方、優遇処置によりまして、この固定資産税相当額の50%、5億円が進出企業に助成されます。そうしますと、町の財政収支上では差し引きしますと2億5,000万円の持ち出しになるという、そのような計算式になります。

しかし、この優遇処置の適用期間につきましては5年間となっております、6年目からはこの財政的に貢献することが想定されておまして、将来にわたって本町の財政状況を考えた場合、企業誘致というのは本町にとってはぜひとも必要な政策であると考えたところでございます。

また、先ほど言いました本町の企業誘致条例によります施設整備助成金として進出企業に助成する固定資産税相当額、これにつきましては企業立地促進法という法律がございまして、その法律の中にこの地方交付税で固定資産税の助成相当額が補てんされる、すなわちここで返していただけという制度がございまして。

現在、この制度を適用するための前提となります企業集積に関する基本計画の策定などの諸手続を進める予定でございまして、この企業誘致にかかる財政効果が早期にプラスになるよう対応策を進めているところでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 何とも難しいところかなとは思いますが、すぐに収入にならないというのはよくわかりました。

よって、行革はどんどんと押し進めなければならないと思うところなんですけれど、私もこの間から、割かし行政の皆様と一緒にタウンミーティングに参加させていただいたんですけども、どこの会場でも固定資産税が高すぎると言われてまして、平成25年に0.3%のうちの0.1%を減らすと言われていたんですが、固定資産税の超過課税のほかに超過課税されてる税があると

思うんですけども、その辺についての対応はどうなるでしょうか。

○川端啓子議長 白井部長。

○白井財政改革部長 それでは超過課税の状況につきまして、また見直し等の方向性につきましてご説明いたします。

本町におきましては、固定資産税のほか法人町民税の均等割及び法人税割につきましても超過税率を適用しております。具体的には、法人町民税均等割には標準税率に20%を加算した税率を、また、法人税割につきましては標準税率が12.3%ですので、これに2.4%加算した14.7%の税率により課税しているところでございます。

この超過課税を行っております固定資産税、これにつきましては平成25年度から0.1%の引き下げを第2次集中改革プランで計画し、その計画どおり実施する予定でございます。また残りの0.2%の税率につきましては、改革を果敢に行いまして、その進捗状況を踏まえまして、その見直し率を判断することとしておりまして、引き続き早期改革を進めまして、できる限り早期に見直しを行う予定でございます。

次に、法人町民税につきましては、超過税率の適用は他の自治体との企業誘致競争に勝ち抜くためにも有利な材料の一つではないかと考えておりまして、また、企業誘致を進める本町の基本方針を踏まえまして早期に超過税率の見直しが必要であると考えております。

こうした考え方から、町民税のうち均等割につきましては多目的公園などに企業が進出し、本町が課税を開始する平成25年度までには見直しの検討を行いたいと考えております。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 法人町民税のほうも見直しされるとお聞きいたしました。行革はどんどん押し進め、超過課税をできるだけ早くなくすのが町が生き残っていく道だと思っております。

とにかく企業が来ても、岬町は住んだら固定資産税が高いから岬町に住めへんねん、隣のまちに住みますと言われたら悲しい限りですので、できるだけ従来に早く戻して、企業が来たときには岬町で住んでもらえるように、税のほうを早く元に戻すように要望をいたします。

続きまして、3番の企業誘致についてでございます。お話しすることを多く用意してきたんですが、田島議員と大半かぶっております。私、6月議会で質問させていただいたように、関西電力さんを何とかならないかと、この夏は行けたけれどもこの冬も厳しいぞと聞いておる中で、何とかならないかと聞こうを思ったんですけども、その辺、もう田代町長に答えていただいたので、もう一つのことを質問させていただきます。

多目的公園の中で株式会社ユーラスエナジーホールディングスは協定書を結ばれたと聞いてお

ります。その他の企業の声が聞こえてきませんので、何か企業誘致について障害があるのではと思いますが、対策はどのように考えておられますか。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 多目的公園の進出事業者としまして決定しておりました太陽光発電事業の株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、8月26日の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の成立を受けまして、9月1日に永田哲朗社長が直々にご来場いただきまして、平成25年春の操業開始に向けた事業計画の協議を進めていくことを確認する、進出に関する基本協定書の締結ができました。皆さん方にもいろいろご協力いただきましたことをこの場でもお礼申し上げたいと思います。

しかしながら、買取価格の決定などの課題も残されております。事業進出に向けての一步が踏み出されたわけでございますけれども、今後の国会の動向、価格の動向、それから期間の動向が今後の課題となるところでございます。

ただ、あと2社進出予定業者が出ておりますけれども、喜六さん、それから太平産業さんが出ておりますけれども、今の進展状況はまだ未定ということでございます。

ただ、いろんな残地もございますので、10月中旬には多目的公園への進出業者の再募集を行う準備も進めております。今後も企業誘致に向けて努力してまいりたいと思っております。

それから、岬町では平成18年に企業誘致に関する条例を改正しております。町の規模としては相当優遇制度、先ほども財政改革部長からも説明がございましたけれども、優遇制度を設けて企業誘致に取り組んでいるところでございます。

優遇処置は進出を判断する一つの材料でありますとともに、岬町の現在置かれているこの交通アクセス、それから雇用問題、立地環境、いろいろなことをトータル的に判断して進出先を決定すると聞いております。

岬町ではさらなる立地環境の向上も目指しまして、企業立地の促進等による、地域におけます産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の策定を行いたいと思っております。今回、国の同意をいただくべき準備を進めているところでございます。

9月の補正予算に必要な経費の予算を要求させていただきまして、審議いただきたいと思っております。基本計画の同意をいただければ、進出企業に対する国からの助成や低利融資、税制面での優遇処置などが行われることとなりまして、誘致環境の向上につながると思っております。でございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 まだまだ多目的公園の企業進出について再募集というところになるかもわからないといったところですが、第二阪和国道が延伸されるめどもつき、交通アクセスも以前よりはよくなるかなと思うところもあるし、また、港湾のほうが近いということで海上アクセスも可能な岬町でもあるし、なおかつ、土地も安くて都会にもそんなに遠くないと。また昨日、おとといの台風12号でどれだけ被害が出るのかなと思ったところ、被害が少ない。それも岬町の一つの売りではないかなと、アドバンテージではないかなと思っております。

その点を踏まえ、また一生懸命町長にトップセールスをしていただくように強く要望し、私の質問を終了させていただきます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さんの質問が終わりました。次に、鍛冶末雄さん。

○鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず初めに、この金・土・日の12号台風によります亡くなられた方、また被災された方のご冥福と一日も早い復旧をお祈りいたします。

今現在、私、子どもボランティアで見守り隊、この9月で丸7年になるわけです。いつも元気な明るい子どもが私の担当しているところでもぼつぼつと減っているわけですね。聞いてみますと、引っ越ししたということで、残念ながらそういう事態が見えまして、その度に残念に思っているわけです。

今回質問します内容は、6月に引き続き、学童保育の問題とごみ出し支援の問題の2点ですが、まず6月に学童保育の件についてはお話しさせてもらっていますけれども、他方面から言いますと、岬町の人口推移を見ると、昭和36年2万46人だったのが、一番最高のピーク時が昭和50年2万3,237人、現在、平成23年9月現在が1万7,736人と、毎年人口減が続いております。

そのために、町でも第4次岬町総合計画において、平成16年1万9,270人であるが、このままの推移でいきますと、平成32年には1万5,600人となる予想をされております。それを平成32年には何とか歯どめをして1万7,000人にとめたいということで、目標を多々立てておられます。

人口減少に歯どめをかけるため、安心して子どもを育てることができる環境の整備や企業誘致、地域産業の活性化などを考えておられますが、その中でも特に住民の皆様との協働により総合的な子育て支援の充実に向け取り組むため、本町におきましてもしあわせ創造部の中に子育て支援課も設置され頑張ってくださいとありますが、ここ最近の厳しい経済情勢下で若いご夫婦、共働きの家庭も多くなってきております。

その家庭の子育て支援策として学童保育の拡大、今現在、小学校1年生から3年生まではちゃんと見ていただいていますけれども、それを4年生から6年生まで拡大してもらいたいという要望でございますが、学童保育の拡大につきましては、平成24年度から実施できるように、6月に引き続き質問するんですけれども、その間、学童保育の場所の問題、また費用の問題、そのほかいろいろ検討していただいたと思いますが、その調査結果をまずとりあえずお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず、本町の学童保育の状況ですけれども、淡輪学童、これは淡輪小学校で実施をしまして、定員60名で、既に登録児童数は65名となっております。また、深日小学校で実施をしています深日学童は定員30名で、現在登録児童数は21名となっております。

ただ、昨年の8月には30名の登録数を超えたことがあり、そのような状況の中で両小学校ともさらなる空き教室の確保というのは今のところ困難な状況であるということは再三再四この一般質問でもお答えしてきたところであります。

ことしの6月議会後、担当課としまして検討した内容についてご説明申し上げます。

まず、各小学校の空き教室がないということであれば、他の公的な施設を活用しての学童保育場所の確保ということについてであります。

一つには、現在、保育をしております多奈川保育所、これが来年の4月には多奈川小学校のほうに移設をするわけなんですけれども、その空いた多奈川保育所を活用してはどうかということであります。ただ、これは現実問題としましては、ハード面で現在の設置トイレは保育児童、つまり就学前の子どもたちを対象にしたトイレで、かつ男女兼用となっております。小学生が利用するにふさわしいトイレの改修等が必要になり、また男女別トイレということになりますと、現在のスペースで確保することが非常に困難な状況であります。

また、1階の保育室の各教室には幼児用の大便器もあるなど利用する場合にそれなりの現行トイレの撤去等、一定の整備をする改修費が必要であるということも考えられます。また、この多奈川保育所を全町的な学童保育、4年生以上を迎えるというような施設にした場合に、当然、送迎バス、あるいは送迎車の準備が必要であります。その場合のリースまたは購入の経費が考えられます。当然、新しいところに学童保育を実施すれば、それに伴います指導員の人件費も、これも当然必要となってきます。

このような状況から、多奈川保育所でかなりの改修をしなければならないような状況でありますので、当所での開設というのはかなり問題があるということで、困難ではないかと考えています。

次に、多奈川にあります多奈川駅そばの青少年センターの活用についてであります。これについては、ハード面の改修などについては経費は余り必要としないと考えられますけれども、当然、送迎用の費用というものについてかかってくるのはやむを得ない状況であります。

ただ、この青少年センターの活用につきましては、その隣にあります文化センター、そしてそれらの管理運営をどういうようにするのかということで調整が今後図られると聞いているところでもあります。また、現在、青少年センターについては中学生から高校生にかけての居場所づくりの教室が既に開設をしているところでもあります。そういうようなさまざまな青少年センターでの活動との調整ということで今後必要になってくるだろうと考えます。

それから、当初から言われていました、例えば淡輪公民館の利用についてであります。この施設については教育委員会の施設であります。この施設は、現在、淡輪公民館のクラブ協議会の方々、それから一般の方々も広く利用されておまして、一部の教室といいますか、部屋を常時学童保育専用とすることによって、現在、利用されている方々の利用が損なわれるということについては、やはり淡輪公民館の趣旨を損なうものと考えます。

学童保育を開きますと、必ずそこでは月曜日から土曜日まで保育を実施します。空いている時間というのがありませんので、ほぼその部屋を午後からは占領するという状態になりますので、この点、淡輪公民館の部屋を活用することについては問題があると考えます。

それから、財政面の問題についてであります。

年齢を拡充するということに要する費用というのは、先ほど申しあげましたように、新たな指導員の人件費、送迎費用等の支出、こういうものが経常的な経費として必要になります。毎年必要になってくる経費であります。

保育料を当然取りますので、その分については収入として入ってきますけれども、それはこの費用の極めて一部を成すに過ぎませんので、残りのほとんどの額は一般単独費という形になります。

これ以上の年齢を拡充したということでもって学童保育に係る補助金がそれに伴って特別にふえるというわけではありません。ただ、70人以上の大規模学童教室に係る補助金の増額については検討課題であり、今後さらに研究、協議をしていきたいとは考えています。

現在、岬町においては行財政改革を図っていくということで5カ年の計画を立てているところ

であります。ご存じのように、その収支見直しについても東北地方の大震災、あるいは原発事故等が重なって、今後、国の財政がどのように市町村の交付金を配分するのかということについても不透明な状況でありますし、現行の補助金体制もどのようになるのかということも大震災後の復旧費の多額の費用ということを考えますと非常に不透明で、このような中での財政運営というのはなかなか見通しがつかない中での運営になると考えます。

そこで、私たちとしましては、当面、4年生以上の子どもや家庭の中で一定の支援を必要とする子どもを対象にして、年次計画で6年生までとにかく拡充をしていくという、この実現を目指していきたいと考えます。

鍛冶議員ご要望の、一般の子どもを対象とした年齢の拡充につきましては、今後とも子育て支援部局全体の中で慎重に検討し、この支援を必要とする子どもたちが6年生まで拡充した以降に実施の有無について検討していきたいと考えております。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今回の説明につきましては、いろいろ多方面から検討していただいた点、お礼を申し上げます。

残念ながら4年から6年の学童保育拡大に対し、子育て支援のために何とかしないとあかんといい道筋が問題点があることでぼやけております。ぜひ、来年の4月からやるんだということになれば、絞って、ここでやりたい。そのためにはこれだけの費用が要ると、なおかつ送迎用のバスも要るとか、そういうのが見えてこないんですね。

やはり、それは、本当に何とかしてやろうと、岬町の人口を定着するためにも、町長が常々おっしゃっているように温もりのあるまちにするためには、そういう点まであげていただいて、町長が判断しやすいように、これぐらいの金なら何とかやっ払いこうじゃないかとかいうような資料を欲しかったと思います。

ちょっと置いておきまして、今、いろいろ施設の件でお聞きしましたけれども、とりあえず対応人員ですね、今現在は淡輪で65名、深日で21名、合計86名。岬町全体で小学生が約800人。そうしますと、1クラスで約135人ですから、その3倍で400人の2割の方がやはり要望されているんじゃないかと。

この中には学童保育よりも、今現在でも両親がおられるところは塾に行くとかいう人がおられますね、若干減るかもしれませんがけれども、やはり四、五十人の人が対象になると思うんです。例を挙げれば悪いんですけれども、多奈川保育所は当初は人数が少ないために教育にならないから深日と合同ですと、そこで教育の実績を上げたいということで引っ越しましたけれども、最

終的にはまた地元で何とかしてもらいたいという保護者等の要望がありまして、町長の肝いりもありまして、今現在、それに向けて来年から多奈川小学校でやられるわけです。その対象人員が約20名か25名ですかね。そういう意味から言ったら、やっぱり学童保育のほうをはるかに待望されている人が多いんです。だから、これは重要課題で考えてもらいたいと思うんです。

場所の問題は、多奈川保育所はいろいろ便所の問題とか、送迎のバスの問題があると。特に便所の問題でも簡単なものじゃなくて、いろいろ改修する必要があると思うんですね。

淡輪公民館、これはちょっと考えても駄目ですね。月曜日から金曜日まで午後独占するというのは難しいように思います。

それでいきますと、青少年センター、今現在、中学生、高校生の居場所づくりとかということ使っておられますけれども、一番早いのがこの辺じゃないかなと思うんです。ここにおきましても若干の経費は必要だと思うんですけれども、それと送迎用の車等ですね、その費用が要ると思うんです。それと、今おっしゃいましたように、関係部署との調整なんかもありますけれども、これが一番、私見たところ平成24年から実施しやすいんじゃないかと思うんです。

それ以外でいけば、どこに建てるかは別にしまして、耐震耐火用のプレハブ、一時的に。何か聞きますと、高いものらしいです。以前は2,000万円が今は3,000万円と聞きますけれども、2,500万円としましても2棟で約5,000万円、それだけ要るんですけれども、岬町の将来、やはり若い人たちを大事にしていくという姿勢からいけば、こういう投資も必要だと思うんです。

この点について町長のお考えをお聞きしたいんですが。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 学童保育についての要件については、都度、鍛冶議員のほうからご質問いただいております。これについては、今、担当部局から説明のあったとおりで、非常にいろいろ苦慮してはるんですけれども、なかなかいい手立てがないということなんですけれども、議員ご指摘のとおり、やはり検討材料はしっかりと出していないということについてはまことに申しわけない。

やはり、検討した結果、こういう費用、負担がこのぐらいかかるということを明確にお示すべきだったかなと、このように思っておりますので、今後、そういった課題について十分検討させていただいて、でき得る限り学童保育は6年生までというものは変わりありませんので、ただ、今、行財政改革を進めていく上でできる限りの努力は惜しまないつもりでおりますので、今しばらく時間をちょうだいしたいと、このように思っております。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今の学童保育の件につきましては、私のほうも一応依頼するときに絶対やるんだという前提のもとでお話したつもりが、そういう4月からやるという前提で、そこまで考えてくれというのがちょっとストップしたと思うんです。でも、しっかりした今現状のデータが出ましたので、あとは検討してもらいたいと思うんです。

この件につきましては、平成17年に3年生までですけれども、時間延長していただいて、そのときに4年生から6年生も逐次検討お願いしますと言ったこともございまして、あれから約5、6年になりますので、この件につきましては、悪いですけれども、12月、再度そういう点でご検討して、ちょっと汗を出してもらいたいと思うんです。

そういうことで、学童保育は終わらせてもらいます。

それともう1点は、ごみ出しの支援の件ですけれども、可燃ごみ、資源ごみを町の回収ステーションに回収スケジュールどおりに、現在の所定のステーションへ出すことができない身体障がい者やひとり暮らしの高齢者に対して町はどのように考えておられるのか。その実例を挙げて今後のことを検討したいと思うんですけれども、まず、とりあえず、今現在の実施状況をお願いします。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 鍛冶議員のお住まいの地域でごみ集積所まで持つていくことができない障がいをお持ちの方やひとり暮らしの高齢者の方々への支援、今どういうふうにしているのかということについてお答えをいたします。

まず、現在、本町でのごみ収集ですけれども、地域の集積所ごとに収集するステーション方式というものを採用しておりまして、可燃ごみについては週2回、プラごみについては週1回、缶、瓶、ペットボトルについては2週間に1回の割合で収集をしているところです。

こうした中で、ごみをそのようなステーションまで持つていくことが困難なひとり暮らしの高齢者、あるいは身体障がいをお持ちの方につきましては、日常生活において地域にお住まいの方々で、お互いに助け合い良好な地域コミュニティを構築しながら生活することが重要でないかと考えておりまして、ご親族の方や近所の地域コミュニティの方々の協力を得て所定のごみ集積場所までお持ちいただいているところであります。

しかし、近年の急速な高齢化やひとり暮らしの高齢世帯の増加によりまして、また、昨今の近所づき合いがどんどん希薄化していることで、どうしてもご自身でごみ出しができない、また近所の協力が得られないというようなご要望が寄せられております。

その際には、職員がその家庭を訪問しまして、個々の生活状況等の聞き取りをし、やむを得な

いと判断した場合につきましては、ごみを玄関先に出していただき、そのごみを収集するというスタイルをとっております。過日も、歩行が困難な障がいをお持ちの方から集積所まで持っていくことができないという連絡があり、そのような対応をさせていただいたところであります。

現在の岬町の対応については、以上のとおりであります。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今、報告を聞きますと、まだ件数が少ないから個別に対応していただいているようではありますが、参考までにちょっと調べましたら、大阪府下でそういうふれあい収集の支援をしているところが摂津市で56世帯、豊中市で34世帯、枚方市で79世帯、寝屋川市で71世帯、八尾市で44世帯、松原市が75世帯、岸和田市が108世帯、泉南市49世帯、阪南市が90世帯という数字が出ております。平均しますと、1市当たり約70人がおられるということですが、将来、こういうことがふえてきた場合には所定の要望というのか、やっていただきたいという要望を出してもらってチェックした上でそういうふれあい収集ができるように以後はちょっと検討よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○川端啓子議長 鍛冶末雄さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は2時50分です。

(午後 2時35分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中原 晶さんの一般質問を行います。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

東日本大震災から半年がたとうとしています。いまだに4,000人を超える行方不明者を残しており、復興の道筋も明らかではありません。福島第1原子力発電所の事故も収束の見通しが立たないままで、放射能被害の全面的な補償も実現されていません。

多くの被災者が避難生活を余儀なくされています。震災の影響もあり、政府の調査では深刻な数値が発表されています。総務省が発表した7月の家計調査では、世帯当たりの消費支出は実質前年同月比2.1%の減少で、5カ月連続のマイナスとなりました。労働力調査では、7月の完全失業率が2カ月連続で悪化し、完全失業者数は5万人増加し、中でも若年層の失業率が高どまりしています。家計や雇用は深刻な状況が依然として続いています。

そのもとで、新たに誕生した野田内閣は子ども手当の廃止を初めとした民主党の公約を投げ捨て、税と社会保障の一体改革の名のもとに、消費税の10%増税と社会保障の一層の切り捨てをねらっています。医療と介護では、国の支出を抑えるために、患者に新たな負担を押しつけようとしています。年金では今以上に年金額を減らし、支給開始年齢も先延ばししようとしています。保育分野では、公的制度と責任を投げ捨て、保護者に自己責任を押しつける子ども子育て新システムを押し進めようとしています。どれをとっても国民の願いに背を向けるもので、国民の怒りの前に行き詰まることは避けられません。増税や社会保障の切り捨てから住民を守るために、地方自治体の本旨である住民の福祉増進の責任を果たすように求めた上で幾つかの質問をいたします。

まず初めに、災害発生時の対策についてお聞きしたいと思います。

東日本大震災発生から半年足らずのこの時期、台風12号の影響で紀伊半島に大きな被害が発生しました。いまだに救助の手が届いていない地域が残されているなど、日常からの防災対策を強める重要性を痛感させられます。

大地震と津波で多くの命が失われましたが、中でも高齢者の死亡者が多かったことは報道でお聞き及びのことと思います。高齢者を初め、災害発生時に一人で逃げるのが困難な災害時要援護者を初め、災害時要援護者と呼ばれる方々の避難を確実にを行うためには情報の把握を進め、災害発生時の救助の計画をしっかりと立てておくことが必要です。災害時要援護者の把握についてどの程度進んでいるのか、まず初めに確認をしたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 まず、要援護者の把握の進捗状況でございますが、先般の6月議会でもご答弁したとおり、岬町では住民主体の把握活動を推進しており、平成21年度より自治区長会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の3組織が連携した地域防災減災まちづくり推進会議を結成しております。

地域のいきいきサロンなどの小地域ネットワーク活動を通じて要援護者の把握から災害時に備えた地域見守りシステムの一つになる防災支え合いマップづくりなどを進めている状況でございます。

ます。

また、対象者である高齢者を中心とした各世帯、本人の同意を得て把握するものとして、地域の皆様の協力、協働により避難路や避難所を記載した防災支え合いマップづくりが進められております。この取り組みについても、町を初め社会福祉協議会が支援しているところでございます。現在、要援護者の登録数の把握を行うための準備を進めている状況でございます。

加えて、地域住民の協力、協働により各地域において自主防災組織、すなわち地域住民の自分たちのまちは自分たちで守るという理念のもとに、自覚と連帯感に基づいた地域の人々が意気込みと意思を協力と協働でつくった地域コミュニティの一つでございます。そういう自主防災組織の設置も推進しておりまして、現在61自治区のうち、32の自治区で設置されており、非常に心強く感じておるところでございます。

今後とも引き続き、関係各位との共同作業によってマップづくりや自主防災組織を拡大させ、災害時の安否確認や避難誘導に生かしていきたいと考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいま町で取り組まれていることについてお答えをいただいたところであります。地域の自治区長さん初め、皆さんの尽力によって、自分たちの地域を自分たちで守るという取り組みが徐々に進められているところかと思えます。

この取り組みを一層進めていくためには、行政のしっかりとした支援、また行政のかかわり方として主体性を持ったかかわり方が必要であると思えますので、地域ごとに課題はさまざまであろうかと思えますけれども、その地域の主体性を大切にしながら必要な支援を行っていくということをここで改めて求めておきたいと思えます。

引き続き、もう1点、災害時要援護者の問題についてですが、この把握の問題については今お示しいただいたとおり、手挙げと呼ばれる本人の同意を基本とする支え合いマップを進めておられるということでありまして、これはより一層充実を求めるものでありますけれども、この把握とあわせて、実際の避難の計画を立てることも必要になってこようかと思えます。

全国でたび重なる災害を受けて、政府のほうから、災害時要援護者の避難支援の計画を立てるようという通知が以前行われていることありますが、岬町ではまだ計画の策定には至っていないようであります。この作業もあわせて急ぐ必要があると思えますが、この作業について策定の計画をお示しいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 亀崎危機管理監。

○亀崎危機管理監 災害時要援護者の避難計画の策定を急ぐべきとのご質問でございますが、それ

それぞれの要援護者の特性を理解して、適切な避難誘導につなぐことが必要と考えております。例えば、危険察知にハンディを有する人、聴覚障がい者、視覚障がい者などでまず確実に情報を伝達することが、そうすることによって自力で避難することができる場合もございます。また、危険と理解や判断しにくい人、乳幼児、知的障がいなどの方には、支援者が介助して避難する対応が必要となります。適切な行動がとりにくい人、高齢者や障がい者、妊婦などには地域の支援者がいち早く支援することが必要となるなど、多様な態勢づくりが必要と考えられております。

今回の東日本大震災の大津波では、要援護者の方が犠牲者となられたケースも多く聞いております。さまざまな検証結果を教訓といたしまして、安全な場所や避難ルートの確認、確実な情報提供や情報伝達の方法等、先進地での避難誘導マニュアル等も参考にしながら、当町に適した要援護者にかかわる支援、避難誘導について地域防災計画の現在見直しも図っております。それとあわせて検討してまいりたいと思っております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ほかの地域のところも参考にしながらということもおっしゃっておられましたけれども、岬町の地形や、また組織のあり方、その地域のありようによっても岬町にふさわしいものをつくり上げる必要があると思いますけれども、ただ、急ぐ必要もありますので、そのことも念頭に置きながら、早く策定されるように求めておきたいと思っております。

では、2点目のプールの安全管理について質問したいと思います。

ご存じのとおり、7月31日、泉南市立砂川小学校のプールにおいて事故が起きました。小学1年生が命を落とすという痛ましい結果となり、業者による監視体制と行政の責任が問われています。

全国で水死や飛び込み事故、吸水口への吸い込み事故など重大事故が繰り返されています。岬町でも健康ふれあいセンターのプールの運営を業者に委託して運営をしていますが、遊泳者の安全が確保されているのかお聞きしたいと思います。

まず、現在のプールの監視体制はどのようになっているのか確認したいと思います。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず、健康ふれあいセンター、ピアッツァ5のプールの設備状況ですけれども、ピアッツァ5のプールは大プールと小プールの二つがありまして、大プールについては25メートル掛ける6コース、中央の最大水深は120センチメートルであります。また、小プールについては幼児用のプールでありまして、水深は60センチであります。プールの管理室はプール受付に面していますが、同時にプール内をガラス越しで見渡せる位置に配置をしていると

ころです。

さて、ご質問のプールの監視体制ですけれども、プールの安全管理、衛生管理につきましては、文部科学省及び国土交通省が定めるプールの安全標準指針がまずあります。この安全標準指針では、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することや、監視員としての業務を遂行するためには一定の泳力を有し遊泳者の危険防止及び救助のため、救助方法や応急手当を熟知していることなどを求めていますけれども、監視員の配置基準数の規定はありません。

また、当センタープールは大阪府遊泳場条例に定める公衆の遊泳に供する施設となっております。また、プール衛生管理者を初め、監視員についても設置する必要があると規定しております。ただし、この府条例におきましても監視員の配置基準数の取り決めはありません。このため、監視員につきましては、プールの規模や利用数を勘案した上で安全に業務を遂行するために必要な人数や有資格者を配置していくことが求められます。

当センターの監視業務マニュアルに基づきましてプール監視に対応しているところですが、現在、通常は2名を専任で配置する体制をとっていますけれども、利用者数が少ない場合は1名体制という配置をしています。

また、応急手当普及員の資格取得や普通救急救命講習を受講したスタッフを必ず配置し、日ごろから研修や訓練も継続して実施しているところです。

なお、1名体制から2名体制への移行の判断につきましては、天気や曜日であらかじめプールの利用者数が見込まれる場合、臨時受付で大人や子どもの入場者数が把握できますので、複数体制が必要と判断した場合にはフリーの人員が緊急に応援配置をすることになっております。

また、8月の休館日のプール特別開講、巨大アスレチックの日は非常に人気が高く、子どもの利用者が多いことから、安全のためにも3名以上の監視体制を構築しているところであります。もし、監視員が1名配置の場合に異常事態が発生した場合には、緊急対応マニュアルに沿って受付指導員等他のスタッフに連絡し、連携した処置を行うことになっております。

当センターの指定管理者制度の中では、これまで一度もプール内での事故は発生しておりません。今後とも、経験と実績を生かし、監視業務マニュアル、緊急対応応急マニュアルを遵守して安全管理に努めてまいりたいと考えているところです。

さらに、今回の泉南市での事故を教訓としまして、事故防止に最大限の注意を払うこと、スタッフ一同が今後も気を緩めることなく安全管理の業務マニュアルの採点規定を図るということで指示をしているところであります。

また、新たな規定としまして、プールの利用に対し、より安全に、より快適にご利用いただくために利用者規定というものがあります。この中の、利用者規定の一つとしまして、小学校3年生以下のお子様については16歳以上の付添人と同伴で入場をお願いし、その付添人もプールの外ではなくて水着を着用してプールに入ってくださいこと、子どもから離れないようにとお願いをしているところであります。

さらに、今回の泉南市での事故を受けまして、新たに追加した事項があります。プールの水の深さ、先ほど大プールで120センチと申し上げましたけれども、一応、小学校3年生までは保護者同伴という規定を決めたのも、4年生以上であれば通常身長が120センチを超えるであろうということで、4年生からは1人でも入れるよというふうに決めた経過があります。ただ、小学校4年生以上でも身長が120センチに満たない場合には、安全のため、同様の措置の対応をとらせていただくということを事故後決め、8月からプール受付には120センチラインを設けて周知を図っているところであります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 泉南市の事故を受けまして、さまざまな努力がなされていることについてもお聞かせをいただきました。

まず初めにお聞きしましたのは、国が示している指針や府の条例等では監視員の数についての取り決めがないといったことでありました。私は、このプールという命の危険を伴う施設について監視員が一瞬であっても1人になるということについて、非常に大きな懸念を感じているものであります。

数についての公的な取り決めがないということでありまして、この点については確かに私も確認したところ、適切な数の監視員を配置するといったような抽象的な表現にとどまっているんですけども、例えば日本赤十字社がまとめた水上安全法の講習等では、監視員1人で約20メートル四方を監視するのが適当とされておりまして、先ほどお示しをいただきましたピアツァ5のプールでいきますと、25メートルプール6コースということですので、そういう状況であるならば、最低2人の監視員が必要ということになるのではないかと思います。

また、複数で監視をしても、遊泳者がおぼれて水中に沈んでいるという場合については気づきにくいということも大いに考えられますので、スタッフの配置が1人になるということは避けるべきであろうというふうに考えるものであります。

運営していただいている業者については、さまざまな安全上の資格をお持ちの社員やスタッフ、また、その講習も熱心に実施されているというようなことも聞き及んでおりますので、それは非

常に誠実に安全を守ろうという立場で業務をしていただいているというふうに考えるものでありますけれども、遊泳者の人数によって1人になる時間帯が発生するということは避けなければならないんじゃないかと私は考えるものであります。

あつてはならないことですが、万が一事故が発生したときに1人はその場に残って救助や救命活動を行う、ほかのスタッフは救急車を呼ぶなどの対応をするということは最低限必要ではないかと考えるものであります。遊泳者の人数によって1人になる時間帯が一瞬でも発生するということを避けるべきではないかと私は繰り返し、先ほど来申し上げておりますが、このことについて町としてはいかがお考えか、まず町の考えを確認したいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 まず、岬町のプールの利用状況はどうかということでありまして、これが、先ほど言いました監視体制をどういうふうに組むのかということでも非常に重要なポイントになってまいります。

昨年の8月、一番プールの利用状況が多かった8月の実績でありますけれども、8月1カ月で約3,800人の遊泳者、これは一般遊泳者です。がありました。1日平均に直すと127人の利用状況となっております。このうちの30%、1,100人が子どもであります。

このプール利用については一般の方がフリーで利用されるスタイルと、それからもう一つ、スイミングスクールという利用の2種類があります。先ほど言った数字は一般のフリー利用者であります。もう一つのスイミングスクールですが、これは年間52週のうち44週開催をしております。週のうち、日・月を除く5日一般利用のプールコースと隣り合って教室を開催しているところであります。これにつきましては、先ほどの監視員とは別にプールの指導員が教室の各10人受講者に対して1人の指導員体制ということで配置をしているわけでありまして。

この一般遊泳の部分についての監視体制につきましては、先ほど言いましたように、監視員の配置基準は人数の規定というものはありません。要は、安全に監視できるかどうかということは、プールの広さや利用人数、それから監視員の経験や実績、能力や資格を持っているかどうか、そういうものを総合的に判断して管理者のほうで独自に決めるということになっております。

現在の指定管理者、株式会社アクアティックにつきましては、この間、過去からのプールの委託、それから5年前の指定管理、引き継ぎの指定管理ということでピアッツァ5のプールについて非常に熟知をし、監視体制も決めながらプール遊泳者の安全について配慮を図ってきているところであります。そのような株式会社アクアティックのほうでの判断というものが一番会社としての判断基準というものがありますので、それを生かしていきたいと考えているところであります。

す。

また、町としまして、先日泉南市で発生しました一般開放プールでの死亡事案を教訓としまして株式会社アクアティックに対して改めて利用者の安全な利用のための監視業務マニュアルの全スタッフへの徹底を再度図り、一層の安全な施設運営が継続していけるように、場合に依りましては町のほうで緊急の現地調査を行うなど、事故防止のための指導監督の強化に努めてまいりたいと考えているところです。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 町としてはどのようにお考えになるのかということをお聞きしたつもりでありましたけれども、今の答弁の中で言いますと、適切な監視員の配置については管理者が決めるという言葉にあったとおり、数について町として主体的な判断を成されていないというふうに私は今の答弁をお聞きして考えました。

町として、今運営している事業者に対して非常に信頼を持っているということはよくわかりましたし、私自身も漏れ聞こえてくる話の中では非常にまじめで誠実な事業者だというふうに聞き及んでいるところでありますので、信頼はするのは結構かと思えますけれども、そのことと町としていかに判断するかということの問題は別であろうというふうに私は思います。

それから、今、先ほどの答弁の中で、スイミングスクールも積極的に行っているということで、スイミングスクールのスタッフも同時にそのときにプールにいるんだということをお示しになりました。そのお話は恐らくフリーで泳いでおられる方々への監視員と同時に、スイミングスクールを実施している場合はスイミングにもスタッフがいるのでプールにはたくさんスタッフがいるよということをおっしゃりたかったんだと思えますけれども、今年度の8月1日から新たに事業計画を今の事業者が再度提出し直しております、その資料をいただいて見せていただきますけれども、そこに示されていることは、スイミングスクールの指導員についても以前と比べて少し体制としては弱くなっているんですね。

スイミングスクールの指導員の数でいきますと、これまでのスイミング指導では、ですから7月末までということですね、これまでのスイミング指導では指導員1名当たりの会員数が平均9名以下で指導してきました。今後、会員の平均指導数が10名以上とならないようにし、サービス低下を招かないようにすると。若干ではありますけれども、スタッフ1人当たり目を配らないといけない利用者については多くなることになります。

また、監視員とは別にスイミングのスタッフがいることで安全が保てるかと、いないよりは安全を保てると思えますけれども、スイミングスクールを実施している間というのは、スクール生

に集中しておりますので、それ以外の部分での事故について、そこまでなかなか注意を払う余裕がないというのが実態であると私は考えるものであります。

ですので、この監視員を1人にする時間帯を生まないようにしていただきたいというのが私の求めるところでありますけれども、以前は監視員は2人の体制で行っていたというふうに聞いております。それがこの8月から新たな契約となりまして、監視員が1人となってしまう、その時間帯が発生するようになってしまったと。

なぜ、この8月から監視員が1人の時間帯が発生するのかということについては、健康ふれあいセンターのプールの事業も含めて、健康ふれあいセンターの管理運営業務の委託金が削られたことによるものであるというのは間違いのないと思います。以前は年間6,800万円委託金をお渡ししていたところが、4,800万円に縮小されたことが直接的な原因と考えられます。

私は、業者としては委託金の範囲内で何とかやりくりするというところで人件費を削減せざるを得ない、止むに止まれぬ選択だったというふうに思いますけれども、このことを考えると、町の姿勢が遊泳者の安全というものと、それから経済効果、町にとっての経済効果をはかりに掛けてどちらを優先したかという、経済効果を優先したというふうに判断せざるを得ないと思います。

実際に泉南市で起きた事故についても、経費削減のためにプールの運営を市の直営から民間委託にして年々費用を削減し、安全を守るという行政の役割を後退させてきた結果、あのような痛ましい事故に至ったと言わざるを得ないのが実態であります。

私は、今の行財政改革のあり方について疑問を感じるものであります。命とお金をはかりに掛けて、お金を優先するような行財政改革の今のあり方は改めるべきではないかと考えるものであります。行財政改革担当の白井部長にお答えをいただきたいと思います。短くお答えをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 岬町の厳しい財政状況を踏まえまして、これを適切に対応するために、ことしの2月に第2次集中改革プランを策定したものでございまして、この改革の中身と申し上げますと、歳出面におきましてはすべての事務事業を岬町版の行政評価によって必要な行政サービスを維持することと質の向上を図ると、このような視点から再点検を行いまして、俗に言う行政の無駄を省くことにより経費を削減したいという考えで、また、歳入面におきましても、住民負担をできるだけ抑えまして、まず未収債権の徴収を優先すると、そういうような形で進めるわけですが、そのような中で、また固定資産税の超過税率につきましても段階的の見直しを図

ると、このような難しい課題を抱えた中での改革を進める中でございます。

あくまでも、先ほど申し上げましたとおり、歳出面におきましてはサービスの質の向上と必要なサービスを維持したいと、そのような視点で改革を行うという形で今現在進めているところでありまして、ご質問がありましたピアツァ5の問題につきましても、昨年の指定管理者の選定、健康ふれあいセンターにおけます、特に公衆浴場の取り扱いの問題につきましても皆様方に議論いただいたところがございますけれども、最終的には公衆浴場も維持しながら、そして現行の指定管理料につきましても指定管理者の企業努力によりまして削減を図ることができたという形で改革を進めたところがございます。あくまでも町財政の健全化に向けましては歳出面、また歳入面におきましても、先ほど申し上げた内容によりまして改革を進めたいと考えておりますので、これは町の行革に対する基本的な考え方でございます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 私は、行財政改革の中で町が行っている努力を全く認めないという立場ではありませんし、涙ぐましい努力をされていると感じている面もあります。

また、そういった努力を払わなければならない原因が町だけにあるというふうには考えるものでありませんけれども、今、問題にしているのは安全、人命ということでありますので、そのことをやはり最優先にさせていただきたい。以前、2名を維持できていたところが実際には8月からは1.5名という配置にせざるを得ないという状況に追い込んでいるのは町の行財政改革によるものであると言わざるを得ないと思います。

2名が1.5人分になってしまうということで、あと0.5人分の人件費を本来であれば確保して、その上で委託をお願いするべきではなかろうかというふうに考えるものでありますけれども、あと0.5人分人命を最優先するという立場から、0.5人分の増額をするべきではないかというふうに考えますが、町長、その点はいかがでしょう。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 根本的に、私は中原議員と考え方が違うんじゃないかなと思います。人命尊重というのは、これ、だれしもが一番先に最優先して考える問題であります。特に行政というのはそれを一番先に考えて物事のよしあしを判断しなければならないと私は考えております。

そういった意味では、担当部長の説明のとおりでありまして、今回の行革によるところの指定管理者の経費の削減、管理料の削減については、指定管理者みずからが計画を立てて安全、安心の管理運営をやっていくということを提案していただいた中で決定したわけでありまして、何も町から2名を1名にプールの監視員を減らしてくれとか言ったものでも何でもないわけで、今

後、今、1.5名という数字が担当部長から1名という数字が出ておりますけれども、これはあくまで担当部長が現在のところの中で管理者との話し合いをした中身だろうと思いますけれども、私はそう思っておりません。

限られた管理料の中で今現在の質を落とさない、そして安心、安全の管理をやっていただきたいということで指定管理者を設けておりますので、その点をご理解をしていただきたい、このように思っております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今の田代町長の答弁では、町が2名を1名にしろと言ったのではないということで、そのお答えは、私は論理的に無理があると、詭弁であるというふうに私は感じています。

といいますのは、2名を1名にすると、2名を実質1.5名という計画になりますけれども、その契約については田代町長あてに株式会社アクアティックから平成23年度にかかる事業計画書についてということできちんと印鑑も突かれて提出をされているわけなんですね。

この中で、プールの監視員1から2ポスト、要するに、2名の確保ができない、1名から2名であるということが明確に書かれて、それをきちんと町としてはこの文書を受け取って確認をしているわけですから、町が2名を1名にしろと言ったのではないという説明をされても、それを認めているやないかというふうに指摘をされてもいたし方ないんじゃないかというふうに私は思います。

私は、きょうはこの0.5人分の人件費確保、増額しろというのは、この場で突然言い出したことでありますけれども、これはぜひ今後検討していただきたい。

特段、この業者から何か言われているとか、そんなんでは決してないんですけども、住民、また遊泳者の安全を守るということを考えた場合に、プールという生命の危険が及ぶ場所で監視員が幾ら利用者が1人であったとしても監視員が複数存在しない時間帯が発生するという事は避けるべきであるという立場であります。

泉南市のプールでも、事故が発生したのは、いろんなことがあったようですけども、最終的に1人しかその場になくて、その1人が監視から外れた数分間、数分後なんですよ。ですので、人命最優先とおっしゃられるのであれば複数の体制を守っていただきたい、そのことが町の果たすべき責任ではないかということを改めて主張しておきたいと思います。

引き続いて、国民健康保険について質問をいたします。国民健康保険の一部負担金減免という制度について質問したいと思います。

私がかねてから、払いたくても払えないほど重い負担となっている国民健康保険料の負担を少

しでも軽くするよというを繰り返す求めています。今回、お聞きするのは、加入者の患者さんの負担を減らす施策の一つである一部負担金の減免制度についてであります。一部負担金の減免や徴収猶予については、国民健康保険法第44条に基づいて、病院で支払う患者の負担の減免や猶予を定めており、昨年9月一部改正が行われて、具体的な運用や財源措置が明確にされたところであります。

このことをもとに、本年3月の議会の一般質問でもこの制度を積極的に活用して患者負担を減らすよう求めたところでありますが、残念ながら3月の議会では時間がなくなってしまいましたので、改めてお聞きしたいと思います。

岬町の条例にも一部負担金の減免や猶予の制度の条項はありますがけれども、厚生労働省の通知を受けて岬町の条例の見直しが必要であろうと考えられます。3月にこのことについては既に指摘したところでありますので、見直しを進められているところかと思っておりますけれども、その進捗状況について確認したいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 まず、一部負担金といいますのは、被保険者の皆さんが病気やけがをしたときに医療機関などの窓口で保険証を提示することによって、実際にかかった医療費の1割から3割を自己負担する制度であります。

この医療機関の窓口でお支払いいただく一部負担金そのものを免除する仕組みについて先ほど中原議員から言われましたように、国から市町村に対して、技術的助言ということで基準が示されたところであります。

その示された基準では、第1に入院した場合、第2に収入が生活保護基準以下である場合、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下であることに該当する世帯を減免の対象としています。また、減免の期間については1カ月単位の更新制で、3カ月までを標準としています。

なお、財源の問題ですけれども、保険者であります市町村がこれらの国基準に基づく減額免除を行った場合は国の特別調整交付金によりその減額免除分の半分が補てんされることになっていきます。

本町におきましても、以前から岬町国民健康保険規則に一部負担金減免または徴収猶予についての規定はしていますけれども、今回の国から示されています基準に基づき規則改正並びに要項整備等をできるだけ早期に完了し、でき得れば来年度からの減免制度の運営を図ってまいりたいと考えているところであります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、規則、要項等の改定並びにできれば来年度からの運用をという答弁が得られましたので、改定内容についてはより多くの皆さんが利用できるような基準を設けていただいて、また周知徹底についても国のほうから積極的に行うようにということもあわせて通知されているものでありますから、より多くの方が利用できるように周知についても努力を払っていただきたいということを求めていると思います。

健康にかかわることとして、各種の健診について引き続いて質問をいたします。

残り時間が少ないので、岬町の取り組みのことをお聞きしようかと思っていたんですけども、そのことについては割愛したいと思います。

岬町で特定健診やさまざまながん検診、また特定健診とがん検診を同じ日にセットで受けられるようにするとか、あとは女性のがん検診のクーポンの発行だとかいろいろな努力をされているところだというふうに見ているものであります。

しかしながら、受診率については非常に低い水準を推移しておりまして、この受診率の向上のためにより一層の努力を行うべきであると考えます。

現在、特定健診の受診料においては、集団健診で1,200円、個別健診で1,500円という費用が必要であります。この金額というのは、実は大阪府下で一番高い金額であります。この費用を少しでも安くすることで特定健診の受診を広げる。そのことによって病気の早期発見、早期治療、また健康の維持といったことにつなげていくということが必要ではないかと思いますが、この費用の負担の引き下げですね、このことをぜひ英断されるべきではないかと提案するものであります。町としてのお考えを確認したいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 時間がありませんので、実績等は省かせていただきまして、質問の趣旨に沿った形でお答えさせていただきます。

昨年、特定健診の未受診者対策ということで住民の方にアンケートを実施しました。その中で、非常に興味のある回答がありました。これは、約3,300人にお配りをしまして、900人の方から回答を得たものですが、なぜ受診をしないのか、特定健診の受診をしないのかということで一番回答が多かったのは、通院をしているから健診に行かないというのが40%を占めておりました。つまり、通院をしている、その中で基本的な検査項目はやっているので改めて特定健診でやる必要はないという趣旨であります。

これをどういうふうに理解をするのかということですが、ここから一つ僕らが考えているのは、そういう形で定期的な通院をして健診をその中で受けるということで得たデータを医師

会との協力関係を構築しながら国保のデータとして回収できないかということでもあります。

これは、もちろん通常のスタイルであれば、お医者さんは私たちに渡すことはできません、これは個人情報ですから、そういうような、お医者さんが通院されている方で健診をした場合に国保のほうに情報提供していいかというような了解を得た上で、それらについての情報提供を国保のほうに与えていただいたら、それがいわゆる特定健診にかわるデータということになるので、それが一つ受診率のアップにつながるのではないかと考えているところであります。

それから、もちろん広報につきましても年間10回、広報岬だよりも健診日については広報しているわけですが、もう一つ、地域の健康づくりの担い手でありますエイフボランタリーネットワークや食改（食生活改善推進員）さん、それから元気運動サポーター等の方々と協働して啓発活動を進めていきたいというのも考えているところであります。

それから、健診料のことに自己負担の問題について言われました。

確かに、健診料を取っている市町村というのは非常に少なくなってきています。無料のところが多いというような状況であります。

これについては、一つは特定健診が今までのいわゆる住民健診、基本健診制度から特定健診というふうに健診をする主体が変わりました。市町村保健センターが主にやっていたわけですが、それが国民健康保険や社会保険、共済組合、そういうところが自分たちの組合員の健診について責任を持つという形で変わってきたのが特定健診であります。

そうなってくると、住民の方というのは、例えばお父さんが会社員である場合については、その扶養者については、そのお父さんが入っている会社の組合から通知が来て、これを持って受診しなさいという形で来るわけですね。ですから、今までの地域の中での健診体制というのが崩れているわけです。

そういうことから、特定健診に移行してから確かに受診率が下がりました。それに伴って、特定健診にしたからかどうか知りませんが、その中の健診の検査項目自身は減らされました。これはメタボ健診ということで、メタボを焦点に当てた健診項目という形で減らされました。そういう問題もあります。

私たちはこれからこの健康診断というのはやはり自己診断ということで、自分で検査をしてもらって、自分で判断をして病気を未然に防ぐという、いわゆるセルフコントロールという、そういうものが一番この健康維持というものにとっていいタイミングだと考えていますので、この検査項目の再見直し、それから健診費用についても、例えば節目の年齢については無料クーポン券を配布するとか、あるいは健診費用そのもの、自己負担金そのものも見直しをするというような

抜本的な検討をやっていかなければならないと考えております。

といいますのは、この健診率を上げないと、後で国からペナルティーが来ます。そのペナルティーの額は恐らく1,000万円台のペナルティーで来るだろうと。そうすると、この健診率を上げておかないと、そのペナルティーを国保会計そのものに浴びるということで、そのことは結局国保の会員の皆さんの保険料にも上がってくるし、町からの繰入金にも影響してくるということで、ここら辺の問題も抜本的に考えて受診率の向上を目指していきたいというふうにこれから検討してまいりたいと思います。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 どんどん時間がなくなっていってしまいますので、ご意見だけ申し上げておきたいと思います。

さまざまな努力、工夫等を今お考えになっているということをお聞きしたところであります。その中で、費用の見直しについても検討されるということでありましたので、そのことも含めてほかの施策とあわせて推進していただきたいということを要望するにとどめておきたいと思えます。

今の答弁の最後に芦田部長がおっしゃられたペナルティーの問題ですけれども、これは非常に全国の市町村にとっては荷が重いものでありますし、理不尽なものであるというふうに私は考えるものでありますけれども、国のほうから示された考え方として、受診率を目標どおり上げていかないとペナルティーとしてお金払ってもらいますよというようなことがありまして、その基準になるのが2年後ということになりますから、来年度の1年間が受診率を上げる勝負の年ということになるわけで、2,000万円ぐらいのペナルティーではないかと予想されているという話も聞いておりますので、さまざまな方向からご検討をいただいて、健診について、芦田部長がおっしゃられたセルフコントロールといいますか、それが最終的には根づいていくように努力をしていただきたいというふうに求めておきたいと思えます。

次に、子ども医療費についてお聞きしたいと思います。

あれこれ論じている時間はありませんが、この子ども医療費について、所得制限が現在岬町では設けられております。所得制限が設けられているということは、一定の所得の方はこの制度が利用できないということになります。

大阪府下で所得制限を行っているのは、岬町も含めて14の団体であります。所得制限なしという扱いにしているのが67%というふうにふえてきておりまして、やはり一部の方であったとしても、この所得制限によって利用を制限するということではなく、どの子どもにも安心して医

療を受診する機会を町として保障するべきではないかと求めるものでありますが、端的にお答えをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 大阪府内の43市町村の中で岬町と同様に所得制限を設けている市町村は14あります。

所得制限につきましては、市町村長会を通じて私たちも大阪府に要望しているところでありまして、この乳幼児医療費助成制度を国の制度として取り入れるように要望しているところでありまして。

岬町では、この乳幼児医療費助成制度の拡充によって子育てがしやすいような環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備することを目指し、徐々にこの医療費助成制度を少しずつでありますけれども拡充してきました。特に現町政においては、子育て環境の充実というのを最重要課題として位置づけているところでありまして。

議員ご提案につきましては、この乳幼児医療費助成制度が福祉制度としての事業なのか、または少子化対策の子育て支援としての事業なのか、どちらに比重を置いて考えていくかということで、所得制限をするかどうかという判断が異なってくるとも考えられます。

大阪府の府費の補助制度がこの医療費助成制度にはあります。2分の1を補助してくれる制度であります。この府費の助成制度そのものをどうするかということについても、現在、大阪府、それから市町村の代表が研究会をつくって検討をしているところです。

この理念的な問題、福祉としての事業なのか、子育て支援としての事業なのかという理念的な問題をめぐってもこの研究会で検討されていると聞いているところでありまして。それらの結論を参考にしながら、町として所得制限の問題については検討方してまいりたいと考えているところでありまして。

ちなみに、所得制限の額といいましても、この乳幼児医療費につきましては非常にほかのところと比べて金額的には余りこの所得制限にかかる人が少ないような限度額になっております。例えば、扶養家族が2人の場合に608万円の所得、これが所得の限度額。3人になりますと646万円、4人家族ですと684万円という、こういうような所得水準であることを申し添えておきます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今の所得制限については、限度額にひっかかる人が少ないということでありまして、そういう意味では対象にならない人が少ないということでもあると思いますので、このこ

とについてはぜひ今後も前向きにご検討をいただきたいと思います。

時間がもうなくなりましたので、この後、準備しておりましたごみ行政の問題と介護保険の問題についてはまた別の機会でお聞きをしたいと思います。

○川端啓子議長 中原 晶さんの質問が終わりました。続きまして、豊国秀行さんの一般質問を行います。

○豊国秀行議員 最後になりましたけれども、私の一般質問、1点だけお聞きさせていただきます。

町道西畑線についてでございます。この線は多奈川の楠木から山手に入って池谷、それから佐瀬川を越えて向こうの木の本の手前までが西畑線ということになるんですけども、この線については楠木から池谷の間、未整備されていました細いところ、今年度の予算で置いておりますけれども、約130数メートルのところの拡幅工事、これがされることに決定しております。

それとは別問題ですけども、楠木から池谷のその間で数カ所、道路の側溝に土砂、石、それから木の枝、落ち葉等でかなり埋まって埋没しているという箇所が数カ所出ております。

以前は、この道路、関空の土取り工事のときにはJ-GLOBALのほうで清掃作業をしてくれていたと思うんですけども、そのときは、こういう問題はなくきれいになっていたんですけども、それが終わってからずっと今日までかなり堆積されている箇所が多いというふうになっております。特に山側からそういう土砂が落ちてきて、側溝にたまっていると。

こうなってくると、大雨のときには、この詰まったところは流れなくて、道路上にずっと流れてくると、川のような状態になってくると。この上を自転車並びにバイク、自動車を通らなければならない。非常に危険な状態になる場合もあるわけですけども、今後、このメンテナンス、浚渫作業をどのように考えられているか、その点ちょっとお聞きいたします。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 まず、町が維持管理している町道というのは総延長で130キロ、路線数で683路線でございます。維持管理費につきましては毎年予算を計上いたしまして、住民が安全に通行できるように舗装面の補修や草刈り、側溝の清掃と日常の維持管理に努めております。軽微な浚渫や道路の舗装面の穴埋めについては職員が直接作業しているのが現状でございます。

近年の異常気象で時間雨量は記録的な多さで豪雨となりまして、側溝の排水能力を超え道路上に雨水があふれ出し、家屋の浸水被害や通行に支障を来しているような状況が発生していることもございます。

議員がお示しの西畑線につきましては、山間部が多く、昨年の7月やことしの5月の豪雨では、ご指摘のように谷間から大量の土砂や流木が道路上に押し流され、横断通路や側溝が詰まって通

行に支障を来しているところもございます。

これらの対策につきましては、住宅に隣接している道路や河川の補修工事、浚渫を優先して作業を行っていますが、当初予算だけでは補修工事や浚渫箇所の施工ができないため、この9月議会に増額補正をお願いしているところでございます。

これからも道路の維持管理については安全第一を考え、予算の配分並びに適切な維持管理に努めてまいります。

○川端啓子議長 豊国議員。

○豊国秀行議員 この件に関しては、限られた予算の中でいろいろのところをしていかなければならない。特に、町中あたりを優先して人家の近辺を先にしなければいけないということも重々わかっておりますけれども、そういったところ、通行に支障のあるところは大変でしょうけれども、職員で出てされてるということでしょうけれども、その辺、今後とも一つお願いいたします。

それと、同じ道路になるんですけれども、次に、正しくは池谷から佐瀬川、それを越えて木の本の手前の府道までの間、この間はほとんど1車線しかないというような道路でございます。道幅も狭く、対向もできない箇所が非常に多い。また、退避場所もあるんですけれど、この箇所も少なく、向こうと出会い頭になってきたときには、もう対向できない。どちらかがバックしなければならないというような現状でございます。もう少し、こういう退避箇所もつくらなければならないということもあります。

また、この間で路肩の崩落しているところもあり、非常に危険な状態の箇所があります。その箇所で今までにも何台か脱輪とかいうのもあって、以前に下まで転げ落ちたというようなことも聞いております。この道路は、町内の循環バス、赤バスも通っている道路ですので、早急にやはりこういう対策をしなければならないと。

実は、この件では先日ヒアリングしたときに、こういうことがあるよ、これも質問させてもらうよと言ったときに、もうすぐに担当部署のほうで確認していただいて、それじゃ、やはり補修しとかなないとということだったんでしょう。すぐに対処してくれまして、約20メートルの延長のところの路肩、早急に復旧工事をしてくれたと地区の自治区長から報告を受けまして、私も確認させていただきました。この件については早急に対処していただきました。ありがとうございます。

また、この道路の路面についても、非常に悪く、もう何十年もそのままになって、亀の甲のように割れて、がたがたなところがある。穴が空けばそこだけ埋めてもらっているような状態なんですけれども、これも何とかしなければならんわけですけど、この道路について池谷までの手

前のところまでは整備されているんです。そこからがこういうことになっているんです。

これは、私聞いておるところによると、土取り工事が終わってから全面舗装すると、全面拡幅工事ですね、それをするとその地区と話をされていたということなんですけれども、ストップされたままだといった、してくれる計画はあるのか、どうなのかということなんですけれども、なければならぬで、そういった道路の状態を放っておくわけにもいきませんし、今後、どのようにこの区間を考えられているかをお聞きいたします。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 今後の改良計画についてお話しさせていただきます。

まず、この西畑線といいますのは、過去には府に補助をいただいて年次計画的に工事をやってきた経過がございます。

しかしながら、補助金をいただいた残りを、町が単独費で出さなければならない費用がございます。そのことにつきまして、町の財政が大分傾きかけたころ、平成9年ごろに拡幅工事については一たん中断させていただいております。

そのために、未改良区間の改良工事につきましては、この平成23年度に楠木地区から池谷地区までの区間で対向しにくい区間ですね、交互通行ができるような未改良区間を除いて終わります。

しかしながら、ご指摘の池谷から府道木の本岬線までの区間ですね、この改良区間につきましては町財政が依然として厳しい状況にあるため当面の対策といたしまして平成22年度地元自治区長と協議いたしまして池谷から佐瀬川の間待避所を1カ所、また佐瀬川から木の本間に1カ所、地権者の用地協力をいただきまして計2カ所の待避所を設けております。以前からの待避所を加えますと、池谷佐瀬川で4カ所、佐瀬川木の本間で3カ所の待避所を設けております。

しかしながら、今後の道路改修につきましては、先ほど言いました舗装路面が悪いところもございりますが、そのあたりは順次補修しながら、今後の計画といたしましては町の厳しい財政状況を勘案しますと実施は非常に困難な状況であることをご理解願いたいと思います。

○川端啓子議長 豊国議員。

○豊国秀行議員 今の説明で大体わかりました。

町財政とも絡み合っただけのことですので、計画的に数年かかってもやむを得ないと思いますけれども、悪いところからでも補修していただいて、やはり安全に通れるようにしていただきたいと思います、こう思います。

以上で、私の質問を終わります。

○川端啓子議長 豊国秀行さんの質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす9月7日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時02分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年9月6日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 原 伸 晃